





# 1 田原市の概況

## (1) 景観の特徴

田原市の景観特性は、海岸や山、農地等の自然的景観、田原城跡や寺下通り等の歴史的景観、田原市街地や福江市街地等の市街地景観と赤羽根市街地等の集落景観に大きく分類でき、多様な景観により構成されています。

これらの景観の中でも、太平洋ロングビーチや表浜海岸等からの海の眺め、蔵王山や衣笠山等から望む海や農地、集落の眺め、広大なキャベツ畑や温室群等の眺望景観は、田原市が誇る代表的な景観の一つです。

また、国道や鉄道から眺めることができる広大な農地や山並み、道路沿いの菜の花畑等の沿道景観も特徴的な景観の一つです。



風光明媚な伊良湖岬の眺め



田原城跡



田原市街地の眺望



雄大な太平洋ロングビーチ



蔵王山からの良好な眺め



広がりのあるキャベツ畑



農地と蔵王山等



菜の花畑の沿道景観

## (2) 景観構造

田原市のランドマークとしては、市街地や集落、国道、海岸等から見える山、灯台、風車等があります。

また、人が集まる結節点としては、駅や市役所等がある田原市街地に多く見られます。縁としては、三方の海辺や河川、山裾などがあります。

軸としては、国道（42号、259号）等の幹線道路や豊橋鉄道渥美線といった鉄道が機能しています。

まとまりのある地域としては、農業ゾーン、山地ゾーンが大きな地域として占めており、田原、福江、赤羽根の市街地ゾーン、臨海工業地ゾーンが地域としてまとまっています。

### 【ランドマーク（目印）】



伊良湖岬灯台



福江の火の見やぐら



田原市役所



三河田原駅

### 【縁（地形の変化点）】



汐川



海食崖（ほうべ）

### 【軸】



国道42号



国道259号

### 【地域（地域のまとまり）】



緑の豊かな集落



温室群



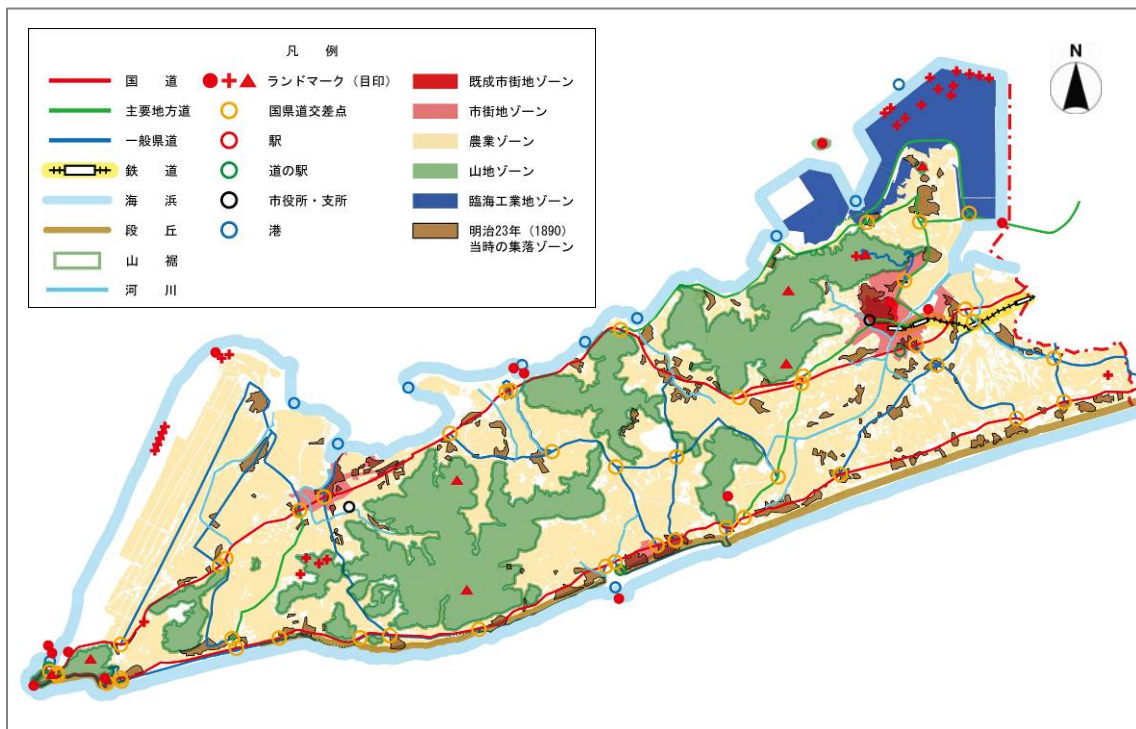


図 1-1 景観構造図 (重ね図)

### (3) 景観形成に関する法規制の実態

田原市のほぼ全域が自然公園区域に指定(約94%)され、その内2割が国定公園の特別保護地区や第1~3種特別地域、または県立自然公園の第3種特別地域に指定されています。

なお、市域のほぼ全域が森林法による保安林区域、自然公園法による自然公園区域、農業振興地域の整備に関する法律による農用区域等のいずれかに指定されているものの、自然公園の普通地域のような規制が比較的緩い指定となっている場所が多いのが実態となっています。

そのため、自然公園区域とていうものの山肌が表出していたり、野立て看板等が乱立して設置されている場所もあり、自然公園区域としてのイメージと調和していない景観が一部で見られています。



山肌が表出している山



沿道の野立看板

#### (4) 大規模な開発行為や土地利用等の実態

4階以上の建物は、田原市街化区域内にほとんど集積していますが、伊良湖岬周辺でも4階以上の建物が見られます。大規模な建物は、配置や見る場所によっては山並みを分断することがあります。

土石採取等の開発は、三河湾国定公園区域及び渥美半島県立自然公園区域の普通地域に多く、土石採取によって山肌が表出し、山地景観を阻害しています。

田原市の特徴的な景観の一つである農地については、2,500㎡以上の大規模な農地転用は部分的にまとめて行われていますが、2,500㎡未満の小規模の農地転用は全市的に行われています。また、耕作放棄地も全市的に分布しており、和地町の一部では大規模な区域が見られています。

農地が無秩序に転用されたり、大規模な耕作放棄地が今後点在することになると、広がりやまとまりのある農地の景観を阻害してしまいます。



大規模な耕作放棄地



土石採取された山肌

#### (5) 屋外広告物の実態

屋外広告物は、田原市街地及びその周辺区域において大型店舗用等の広告看板が見られ、また、国道と県道の交差点部では、集合看板等が設置されている箇所があります。伊良湖岬周辺は、国定公園の特別地域に指定されていますが、観光用の屋外広告物等が一部見られます。

屋外広告物は、設置の仕方によっては蔵王山や衣笠山など田原市にとって象徴的な山やその山並みが道路沿道等から眺望できなくなったり、また、屋外広告物が乱立することが懸念されるため、適切なコントロールが必要です。



大きな屋外広告物



乱立する公共広告物

## 2 田原市の景観特性

### (1) 自然的景観（海・山・農地・地形）

#### 【海の景観】

- ・田原市は、三方を海に囲まれ、三河湾側の内海は、波も穏やかで海苔の養殖や潮干狩りなど、生業としての景観が眺められます。また、大型のタンカーが往来する姿も特徴的な景観の一つです。
- ・一方、太平洋側の外海は、波も高く、太平洋ロングビーチではサーフィン利用者も見られます。また、海岸沿いは片浜十三里といわれる直線状の海岸となっており、高さ 20m 以上もある海食崖（ほうべ）が太平洋の荒波に浸食されて切り立つ姿は、大自然の雄大さが見られる特徴的な景観の一つです。



内海の風景



海苔の養殖風景



潮干狩り



恋路ヶ浜



片浜十三里



海食崖（ほうべ）

#### 【山の景観】

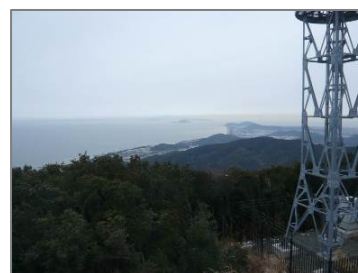
- ・渥美半島の中央部には、赤石山系の端に当たる標高 300m 程度の山が点在して一連の山並みを形成しており、市内の多くの場所からその姿が眺められます。
- ・渥美半島で最も高い大山 (327.9m) や田原市を代表とする蔵王山 (250.4m) では、360° の大パノラマが展望台から眺められ、太平洋や三河湾が一望できます。



山並み



蔵王山からの大パノラマ



大山から伊良湖岬の眺め



### 【農地の景観】

- ・野田町や馬伏町等でまとまりのある水田が分布しています。西山町や六連町等には広大なキャベツ畑が集積し、和地町や赤羽根町では電照菊の温室群がまとまりのある農地景観として特徴的です。
- ・大根のはざかけの風景はこの地方の冬の風物詩でしたが、現在では非常に少なくなり、記憶の中での風景になりつつあります。



水田



キャベツ畑



電照菊の温室群



大根のはざかけ



大根のはざかけ



葉タバコ

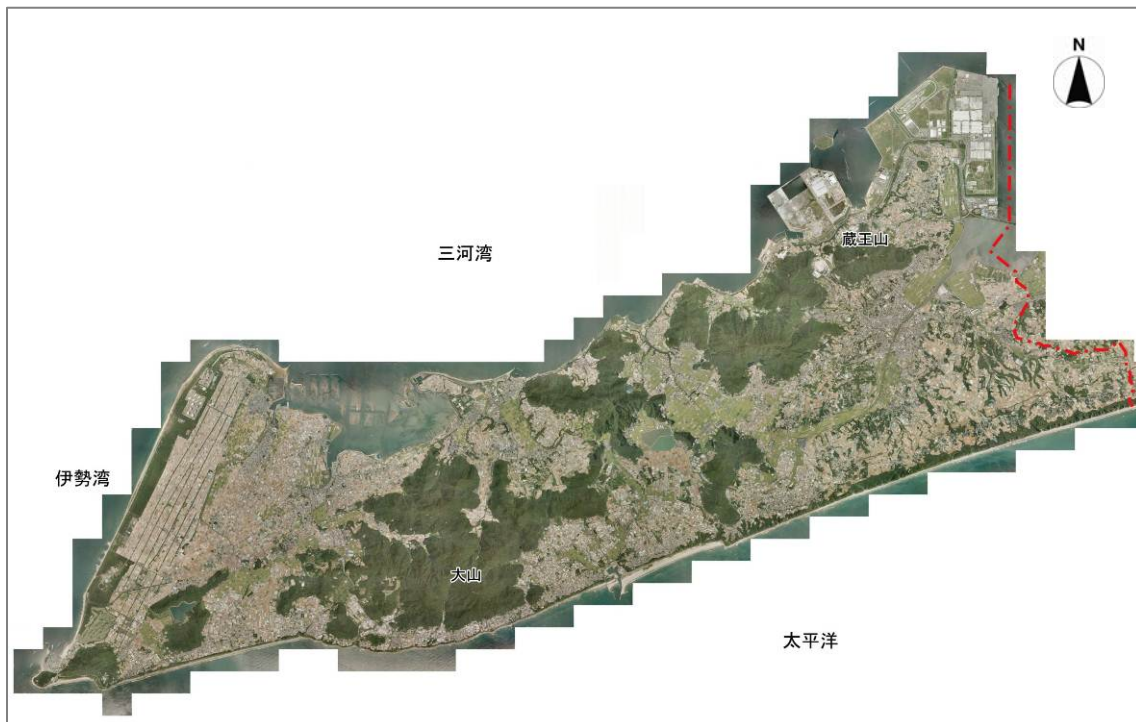


図 1-2 航空写真



## 【地形】

- ・渥美半島は、太平洋側の海食崖（ほうべ）から三河湾側に向けて傾斜している地形で、西側の伊良湖岬に向かって標高は低くなっています。
- ・衣笠山や大山付近が、市内で標高が高くなっています。

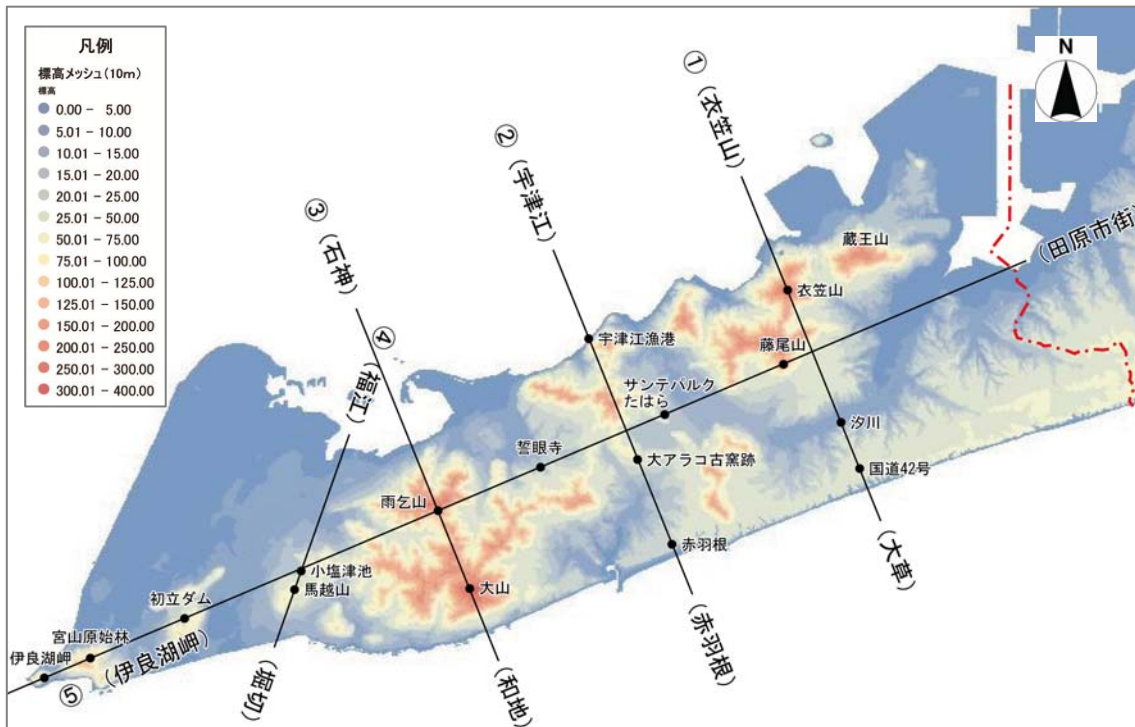


図 1-3 標高図

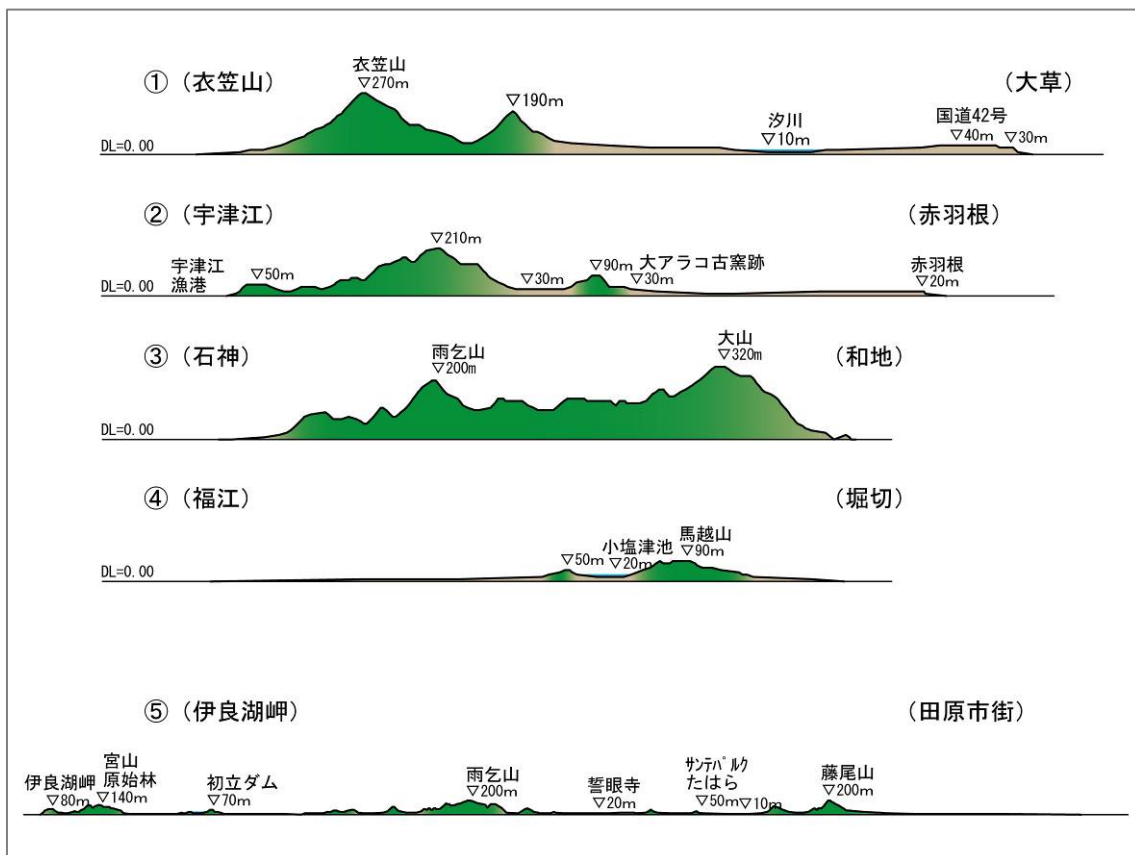


図 1-4 断面図

## (2) 歴史的景観

### 【貝塚・古墳・古窯跡等】

・渥美半島では、旧石器時代の石器が、川地遺跡、籠田遺跡等から見ついていることから、後期旧石器時代後半（約 24,000 年前）から人々が暮らし始めていたようです。

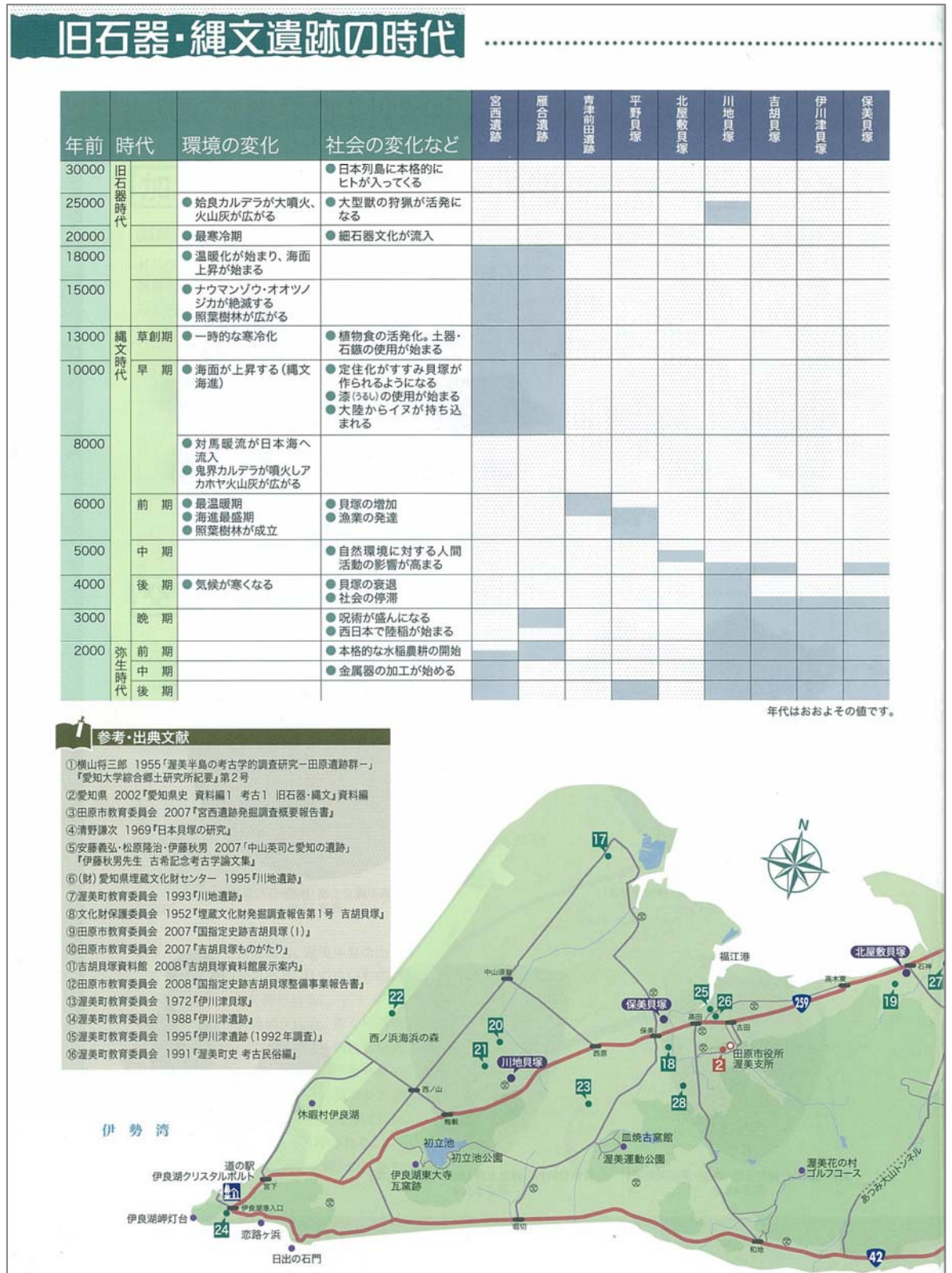


図 1-5 旧石器・縄文遺跡分布図



- ・吉胡、伊川津、保美等の大規模な貝塚では埋葬人骨が大量に発掘され、全国に知られていますが、吉胡貝塚を除いて、多くの遺跡や貝塚は人の目にも付きづらく、景観的資源として認知・形成されていないのが現状です。
- ・渥美半島では、12世紀の初めから13世紀の頃にかけて焼き物づくりが盛んでした。なお、渥美半島に分布している古窯をまとめて「渥美古窯」と呼び、その古窯跡は全国的にも有名で、今後はこれらを景観資源として、文化財指定による保護、継承する必要があります。

## 田原市にあるその他の遺跡

遺跡名 遺跡の概況	現在地	時期
1 黒河B遺跡 石器、条痕文土器	大久保町黒河	縄文晩期?
2 清水遺跡 縄文土器	吉胡町清水	縄文晩期?
3 吉胡郷仲遺跡 磨製石斧	吉胡町郷仲	縄文晩期?
4 佐藤遺跡 条痕文土器、石器、石槍、剥片	大久保町佐藤	縄文草創期
5 黒河遺跡 有舌尖頭器、剥片、石器	大久保町黒河	縄文草創期
6 山崎遺跡 ナイフ形石器、磨石器、剥片、有舌尖頭器、磨製石鏃、磨製石斧、打製石斧、叩き石、石鏢	野田町東山崎	旧石器時代 縄文草創期・晩期?
7 長代遺跡 石槍、石鏢、剥片、磨製石斧、縄文土器	野田町長代	縄文草創期・晩期
8 御園遺跡 石器、剥片	大草町御園	縄文時代? (弥生時代主体の遺跡)
9 下畑遺跡 磨製石斧、石鏢	吉胡町下畑	縄文晩期
10 田原城跡 (藤田曲輪) 縄文後期土器、剥片	田原町巴江	縄文晩期
11 青津前田遺跡 縄文前期土器、条痕文土器、石鏢、磨製石斧、石皿	神戸町前田	縄文前期
12 柏坪A遺跡 石器、剥片、条痕文土器	野田町柏坪	縄文時代?
13 田原城惣門跡 縄文後期土器 石器 石鏢	田原町殿町	縄文後期
14 小今口遺跡 石鏢、石斧、石鏢、剥片、敲石、条痕文土器	若見町池ノ上	縄文晩期
15 ぜんご遺跡 磨製石斧	高松町前後	縄文時代?
16 へんび遺跡 石器	赤羽根町北浦	縄文時代?
17 八幡上貝塚 縄文後期土器 石鏢	中山町八幡上	縄文後期
18 下地貝塚 縄文前期・後期土器、石器、石鏢、剥片	保美町下地	縄文前期 後期
19 平野貝塚 縄文前期土器、磨製石斧、石鏢、石匙、石鏢、剥片	石神町平野	縄文前期

遺跡名 遺跡の概況	現在地	時期
20 鍛冶田原遺跡 石器、石鏢	中山町鍛冶田原	縄文時代?
21 西田原遺跡 縄文土器、石斧、石器、石鏢	中山町西田原	縄文時代?
22 ドウツン松遺跡 縄文後期土器、石器	中山町岬	縄文後期
23 段土遺跡 縄文土器、石器、石鏢	保美町段土	縄文時代?
24 船越遺跡 石鏢	伊良湖町古山	縄文時代?
25 高貝塚 石器 石鏢	福江町中紺屋瀬古	縄文時代? (弥生時代主体の遺跡)
26 羽根貝塚 石器	福江町中羽根	縄文時代? (弥生時代主体の遺跡)
27 大本貝塚 石器	伊川津町大本	縄文時代? (弥生時代主体の遺跡)
28 境戸遺跡 石器	福江町境戸	縄文時代? (弥生時代主体の遺跡)

### 見学できる施設

休館日はお問い合わせ下さい。

- 赤羽根文化会館 文化ホール展示室** (無料) ☎0531-45-3939  
展示内容▶渥美半島最古の石器と渥美窯資料  
〒441-3502 愛知県田原市赤羽根町赤土1
- 田原市渥美郷土資料館** (無料) ☎0531-33-1127  
展示内容▶伊川津・保美貝塚 縄2号銅鐻 製塩土器資料  
〒441-3695 愛知県田原市古田町岡ノ越6-4 FAX.0531-34-1010
- 吉胡貝塚資料館** (有料) ☎0531-22-8060  
展示内容▶国史跡吉胡貝塚資料 まが玉づくり、火おこしなどの体験  
〒441-3402 愛知県田原市吉胡町矢崎42-4 FAX.0531-22-8070  
URL ☎http://www.yoshigo.gr.jp
- 田原市博物館 二の丸櫓** ☎0531-22-1720  
〒441-3421 愛知県田原市田原町巴江11-1 FAX.0531-23-3770  
URL ☎http://www.taharamuseum.or.jp/



(出典：田原の文化財ガイド I)



## 【文化財】

- ・国、県及び市指定の文化財として、史跡や天然記念物、建築物等が指定されています。  
 なお、文化財は田原城跡周辺、福江市街地周辺、伊良湖岬周辺に集まっており、一部山地部分周辺にも集積しているほかは、渥美半島の至るところに点在しています。

指定文化財一覧					市指定文化財				
(平成20年8月1日現在)									
種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日	種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日
史跡	百々陶器窯跡	495㎡	田原市	大 11. 3. 8	史跡	遠辺単山 池ノ原窯居跡	1,327㎡	田原市	平 4. 6.25
	吉胡貝塚	11,017.243㎡	田原市	昭 26.12.26		血焼12号窯	75.6㎡	田原市	平 5. 3. 4
	大アラコ古窯跡	2,923.45㎡	田原市	昭 46. 1.12		龍池古墳	416.35㎡	田原市	平 15.10. 3
	伊良湖東大寺瓦窯跡	421.22㎡	田原市	昭 42.12.11		中世墳墓	224㎡	泉福寺	平 17. 3.25
				参道石段		265段	泉福寺	平 17. 3.25	
天然記念物	宮山原始林	38,816㎡	田原市他	昭 29. 8. 3	新美古墳	227.76㎡	田原市	平 20. 6.30	
	桜のシデコブシ自生地	399.3㎡	永田正之	昭 45. 6.19	藤七原湿地植物群落	5,417.67㎡	田原市	平 3. 3.22	
歴史資料 (重要文化財)	遠辺単山関係資料	1件	田原市	昭 53. 3.24	大久保神社のやまもの木	1樹	大久保神社	平 4. 6.25	
				大久保神社の椎の木	1樹	大久保神社	平 4. 6.25		
				野田小学校のホルトの木	2樹	田原市	平 4. 6.25		
				当行寺の榎の木	1樹	当行寺	平 4. 6.25		
				ハマセンダン	1樹	田原市	平 5. 3. 4		
				シイの木	1樹	泉福寺	平 17. 3.25		
				光岩	9mX22m	田原市	平 12. 4.11		
史跡	城宝寺古墳	622.50㎡	城宝寺	昭 50.12.26	護摩堂	1棟	長仙寺	昭 44. 8.25	
	血山古窯群	1,200㎡	和地自治会	昭 42. 3.17	山門並びに二王像	1棟、1対	長仙寺	昭 44. 8.25	
	伊川津貝塚	430.9㎡	伊川津神明社	昭 49.10. 9	嚴王寺山門	1棟	嚴王寺	平 4. 6.11	
天然記念物	黒河湿地植物群落	5,462㎡	田原市	昭 46. 2. 8	田原藩御納戸書籍他	3件	田原市	昭 63. 7. 1	
	ハマボウの野生地	297.6㎡	田原市	昭 30. 7. 1	大般若経	31巻	泉福寺	平 5. 3. 4	
彫刻	伊川津のシデコブシ	100㎡	馬伏自治会	昭 42.10.30	源氏物語	5冊	田原市	平 9. 3.12	
	木造観世音立像	1躯	長興寺	昭 30. 5. 6	常光寺古文書	4枚	常光寺	平 13. 3.23	
				古文書	琢華堂門籍(橋 橋山)他	4件	田原市	昭 63. 7. 1	
				歴史資料	橋槽山印類他	8件	田原市	昭 63. 7. 1 平 4. 6.25	
				絵画	高山四皓(遠辺単山)他	31件	田原市	昭 63. 7. 1 平 4. 6.25	
				彫刻	大日如来坐像	1躯	大日庵	平 6. 3.14	
					阿彌陀如来立像	1躯	成道寺	平 16. 3.26	
					十一面観世音菩薩立像	1躯	泉福寺	平 17. 3.25	
					業師如来坐像	1躯	泉福寺	平 17. 3.25	
				工芸	秋博飛禽鏡	1面	豊島神社奉賛会	平 5. 3. 4	
					馬伏皇神楽用具	1式	馬伏自治会	平 13. 3.23	
				考古資料	伊良湖東大寺瓦窯跡出土瓦	1括	田原市	平 13. 3.23	
					宝海天神社瓦経	2片	宝海天神社奉賛会	平 13. 3.23	
				有形民俗	田原祭 山車とからくり人形	豊町・新町内会	昭 63. 7. 1		
				無形民俗	豊島大念仏おどり	田原市豊島町	昭 40.10. 1		
					田原胤げんか風合戦・初風	田原胤保存会	平 5. 9.22		



図 1-6 文化財分布図





(出典：渥美半島の文化財マップ)



## 【中世の城館等】

・市内には、中世の城館、陣屋、海岸防備の施設が市内の至る所に残され、それらは地域の歴史の歩みを知る大事な景観資源となっています。しかしながら、現在では多くの景観資源が失われており、都市化の進行とともに残り少ない景観資源が失われていくことが懸念されています。そのため、現在残っている景観資源は、景観資源そのものだけでなく、その周辺も含めて保全していくことが大切です。

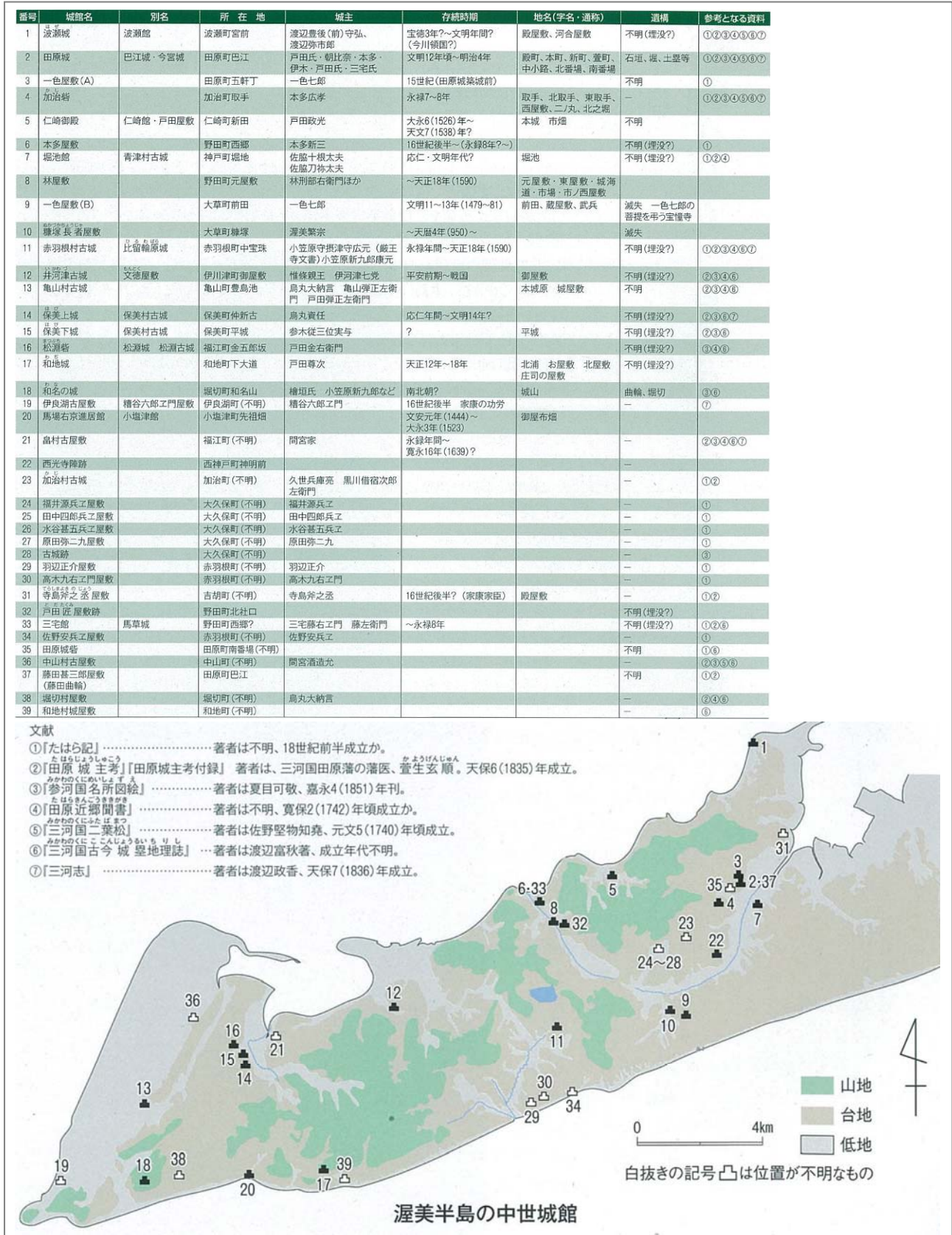
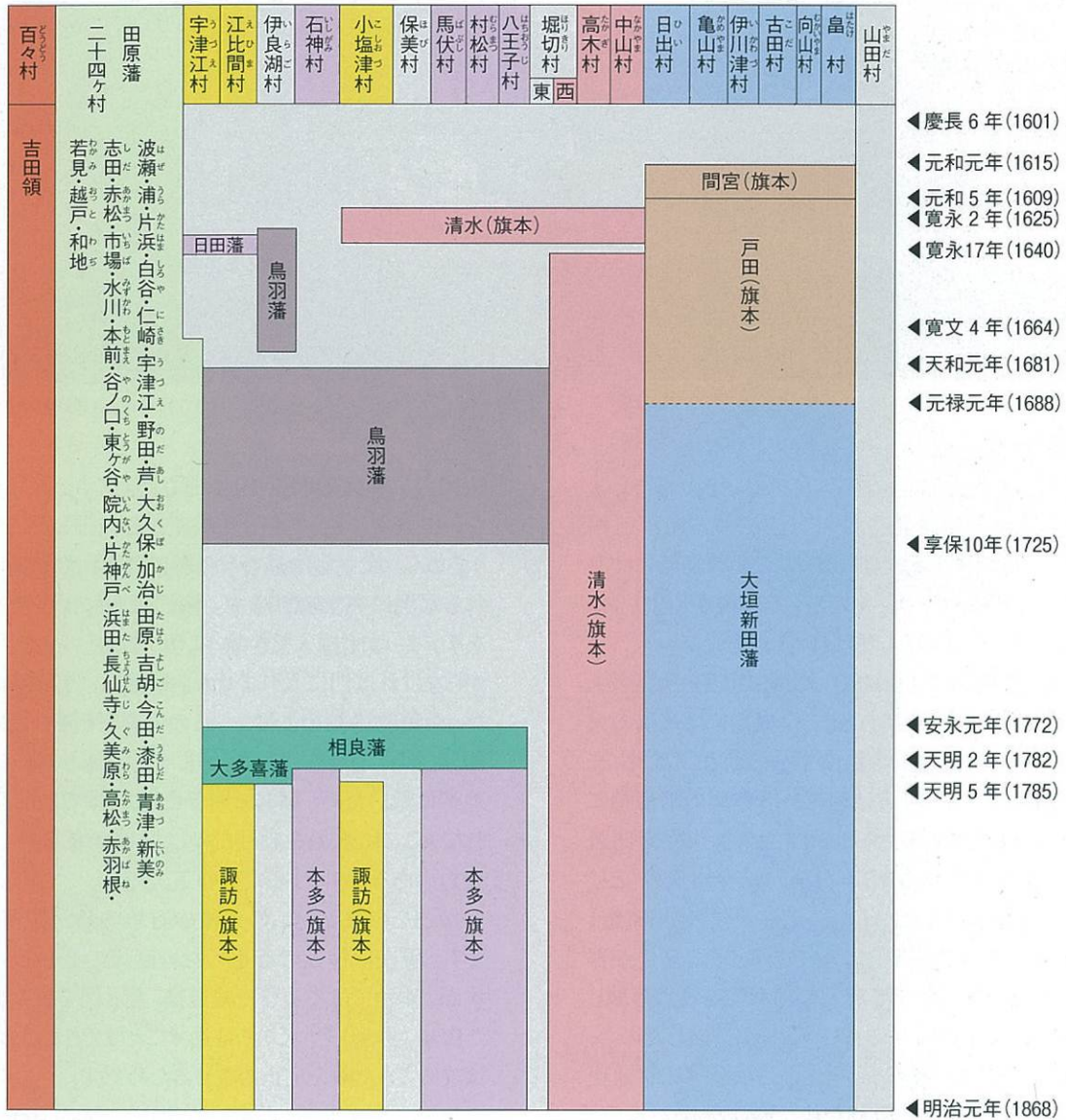


図 1-7 中世城館分布図 (出典：田原の文化財ガイドⅢ)



村々の領主変遷一覧



『渥美町史』より作成

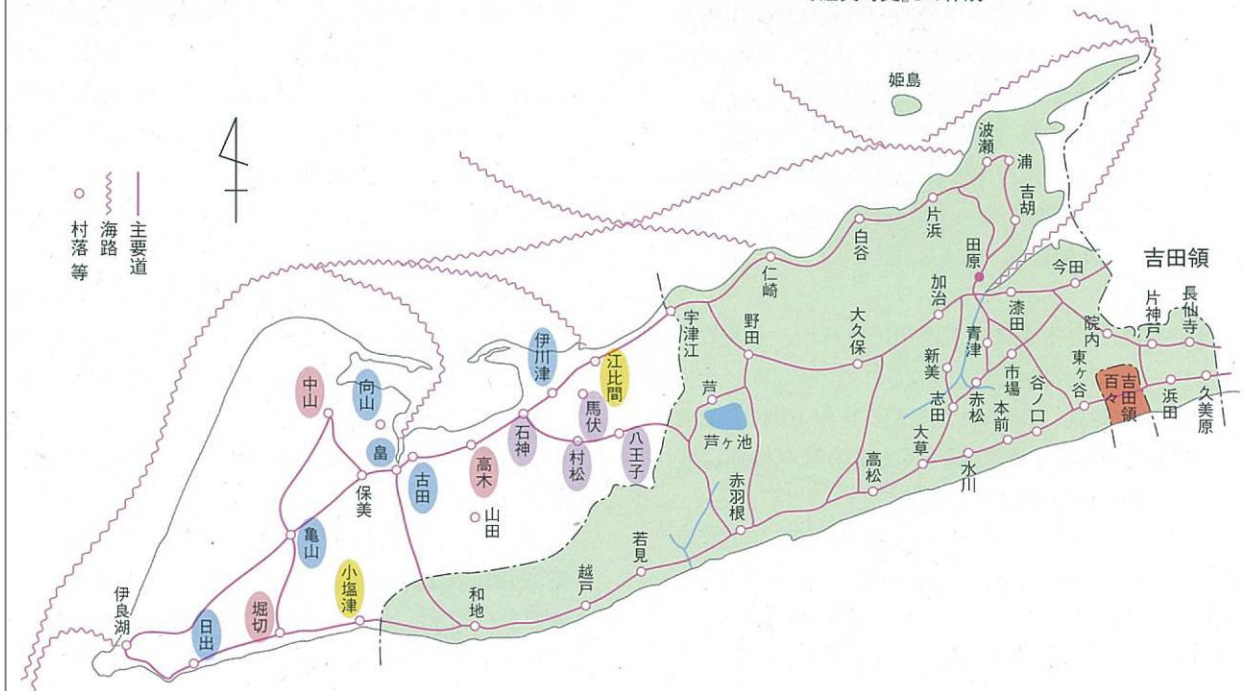


図1-8 村々の領主変遷一覧図 (出典：田原の文化財ガイドⅢ)

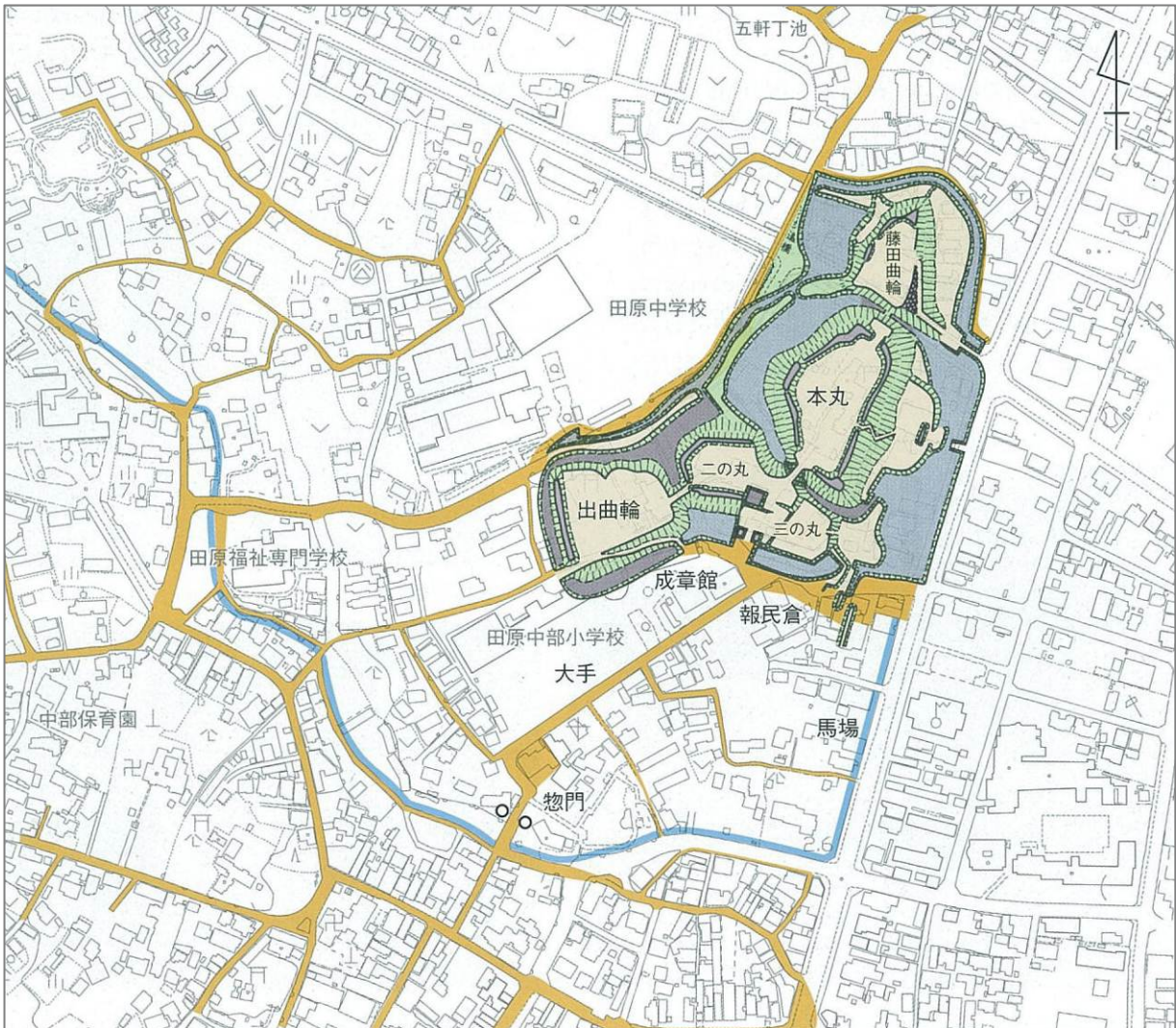




廃藩前の二の丸櫓(明治4年)



田原城曲輪の配置



縄張図(高田徹氏作図参考)

図1-9 田原城配置図(出典:田原の文化財ガイドⅢ)



番号	名称	別名	所在地	設置者	存続時期	備考(主な文献等)
1	大垣新田藩陣屋	戸田家陣屋 島村陣屋	福江町中紺屋瀬古	大垣新田藩	元禄元年~明治4年	渥美町史 島村万附留日記
2	中山陣屋		中山町成美	清水氏(旗本)	寛永2年~明治元年	渥美町史
3	八王子陣屋		八王子町道下	本多氏(旗本)	天明2年~明治元年	渥美町史
4	古田村古屋敷		古田町背戸山	間宮之等	元和5年~明治元年	渥美町史
5	矢崎御殿		吉胡町矢崎	三宅康直(田原藩)	文久3年~元治元年	田原藩日記
6	山際御殿		吉胡町木綿畑?	三宅康高(田原藩)	宝暦5年~?	田原町吉胡郷土史
7	安原御殿		豊島町安原崎	三宅友信(田原藩)	天保11年~弘化元年	田原藩日記

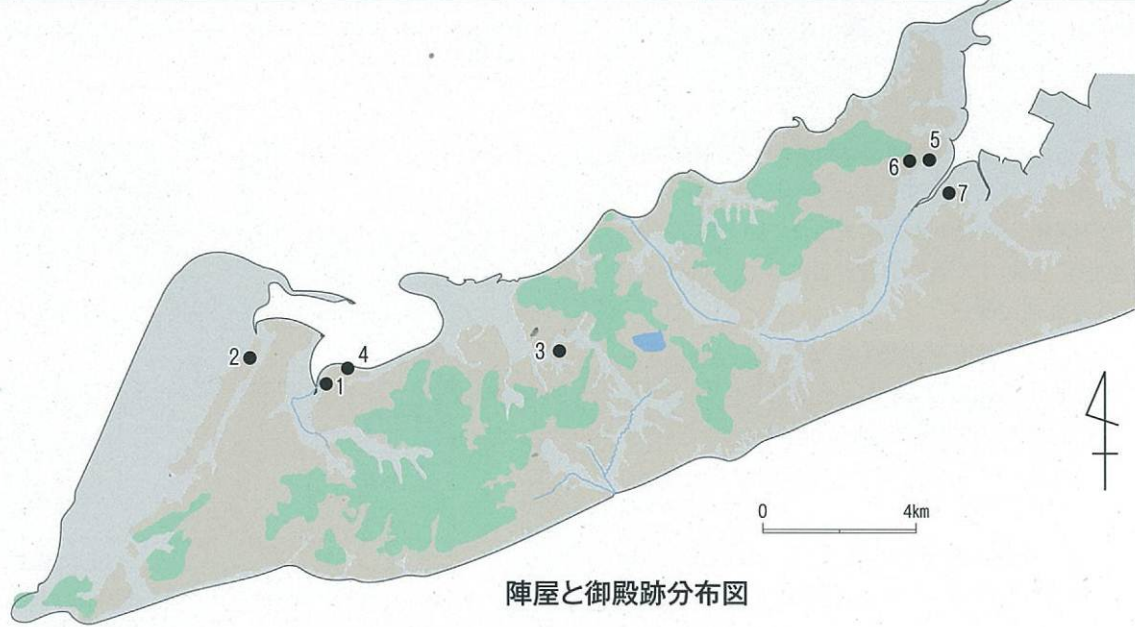


図 1-10 陣屋と御殿跡分布図 (出典：田原の文化財ガイドⅢ)

## 渥美半島の海岸防備施設一覧表

### 番 所

番号	名 称	所在地	設置者	存続時期	参考となる資料
1	和地遠見番所	和地町字?	田原藩	? ~天保14年~?	①②
2	赤羽根遠見番所	赤羽根町西瀬古	田原藩	元文4年~ ?	①②③
3	百々番所	六連町?	吉田藩	元文4年~ ?	①豊橋市史
4	谷ノ口遠見場	南神戸町方辺?	田原藩	寛政5年~ ?	①
5	久美原遠見番所	六連町中浜辺、西海岸	田原藩	元文4年~ ?	①②

### 砲 台

番号	名 称	所在地	設置者	存続時期	参考となる資料
6	日出砲台(高砲台)	伊良湖町骨山	大垣新田藩	天保15年?~元治元年~?	渥美町史
7	日出砲台(平地砲台)	?	大垣新田藩	天保15年?~元治元年~?	渥美町史
8	和地砲台	和地町?	田原藩	天保8年?~天保14年~?	①②渥美郡史
9	池尻大筒台場	赤羽根町大字若見字?	田原藩	天保14年~ ?	①
10	赤羽根砲台	赤羽根町赤中?	田原藩	天保4年~ ?	①②③
11	高松砲台	高松町蟬ヶ沢	田原藩	文久3年~ ?	①
12	百々砲台	六連町中郷中	吉田藩	? ~弘化元年~?	渥美郡史、田原記聞
13	久美原砲台	六連町中浜辺?	田原藩	天保8年?~天保9年~?	①②渥美郡史
14	馬草大筒台場	野田町小山	田原藩	天保14年~ ?	①②
15	白谷大筒台場	白谷町?	田原藩	天保14年~ ?	②
16	波瀬大筒台場	波瀬町西郷	田原藩	天保14年~ ?	波瀬村庄屋日記(田原町史)
17	浦大筒台場	浦町?	田原藩	天保14年~ ?	②

### のろし台

番号	名 称	所在地	設置者	存続時期	参考となる資料
18	和地大山のろし台	和地町北山	田原藩	天保6年~ ?	①②
19	若見のろし台	若見町?	田原藩	天保14年~ ?	②
20	高松のろし台	高松町尾村ヶ崎?	田原藩	天保6年~ ?	①②
21	大草のろし台	南神戸町?	田原藩	弘化3年?~ ?	大草史
22	久美原のろし台	六連町狐川	田原藩	天保14年~ ?	②
23	富士尾山のろし台	大久保町小祠	田原藩	天保6年~ ?	①
24	仁崎のろし台	仁崎町?	田原藩	天保13年~ ?	①

①田原町教育委員会 「田原藩日記」第1巻~第8巻

②「海岸防備陣容」(仮題)、天保14年2月、田原藩から老中土井利位あてに提出した海岸防備の計画書。

③参海雑誌…天保4年、渡辺崋山が記した紀行文。

※資料に記されている名称

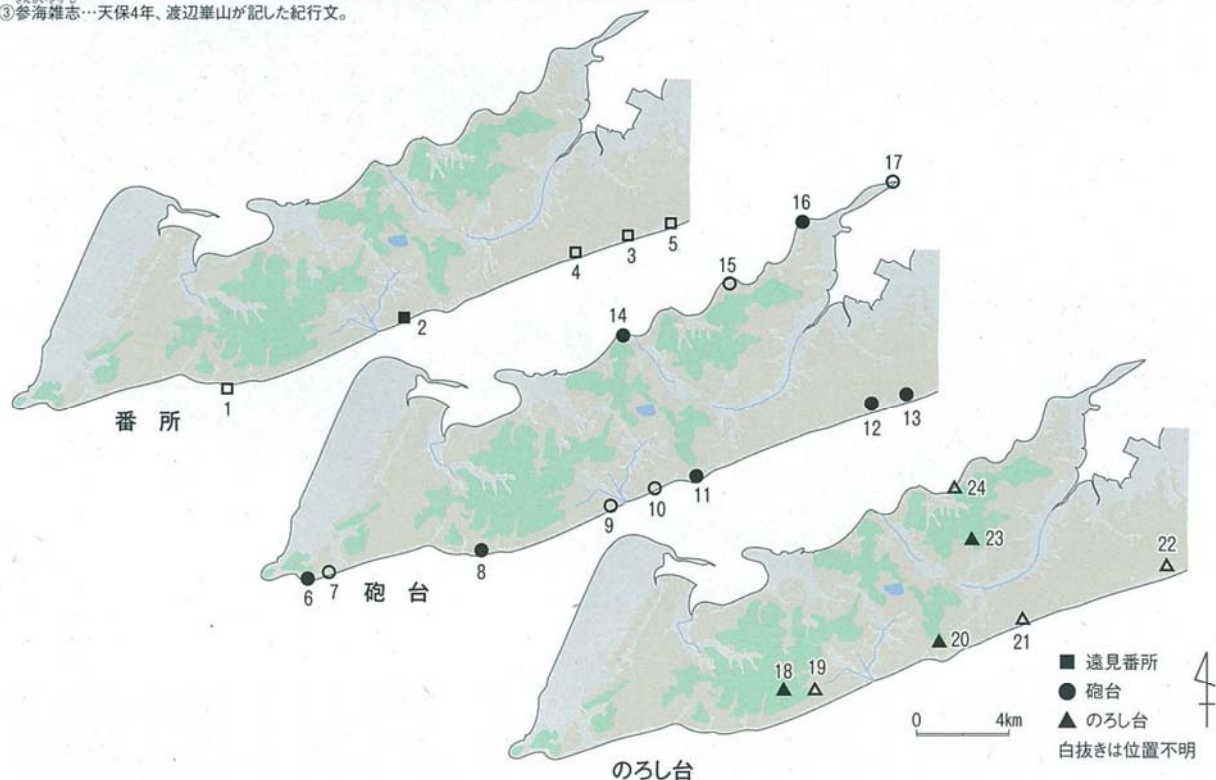


図 1-11 渥美半島の海岸防備施設分布図 (出典: 田原の文化財ガイドⅢ)

## 【街道】

- ・三方を海で囲まれた渥美半島は、古くから海上交通が盛んでした。このことは、伊勢地方とのつながりが深かったため、最短距離である「海の道」や「湊（みなと）」が発達してきたと考えられており、その影響で、「陸（おか）の道」も独特の発達をしながら、時代や地形の変化とともに、栄枯盛衰の歴史を刻んできました。
- ・渥美半島の古い「陸の道」としては、太平洋沿いを通る「伊勢街道」と、三河湾沿いを通る「田原街道」と呼ばれる2つの街道があり、概ね現在の国道となっています。古くからの街道の趣きは少なくなったものの、街道沿いには田原城跡をはじめ常夜灯など、当時をしのばせる景観資源も残されています。



図 1-12 街道図（出典：広報たはら平成 23 年 12 月 1 日号）



**【集落】**

- ・表浜の海岸線に沿ってほぼ等間隔に集落が連続しており、現在でも多くの集落がその形をとどめています。特に赤羽根集落では高い生垣や大きな門長屋、細い路地等が残っており、古くからの建物が残る趣き深い集落景観が見られます。
- ・また、その他集落においても、都市化は進むものの、集落ごとに地域独自の景観が残されています。



図 1-13 明治 23 年（1890）当時の渥美半島

- ・表浜側の集落の位置は、浸食谷頭部、台地上、砂丘上の 3 つに分類できます。
- ・浸食谷頭部に立地する集落は東部に連続し、台地上の集落は中部から西部に、砂丘上に立地する集落は半島先端部に分布しています。

集落の位置	凡例	地形的な分類
崖 端	×	台地末端部
台 地	●	台地原面の平坦部
浸食谷頭	▽	浸食谷頭部
浸食谷壁	▼	浸食谷壁上端部
砂 丘 上	○	砂丘上
低 地	⊥	低地部
山 麓	□	山麓の山地部



図 1-14 渥美半島の集落分布図（出典：表浜半島の集落（鈴木啓之））



### 【渥美半島の防風林】

- ・海食崖上の防風林は、高松を漸移地帯として、以東はマツ、以西はツバキ、グミ、ダモなどが特徴的です。これら防風林の景観は、渥美半島における自然景観の特色の一つですが、一部ヤブ化が進み、防風林の成長が進んでいない状態が見られるなど、景観的にも問題となっています。

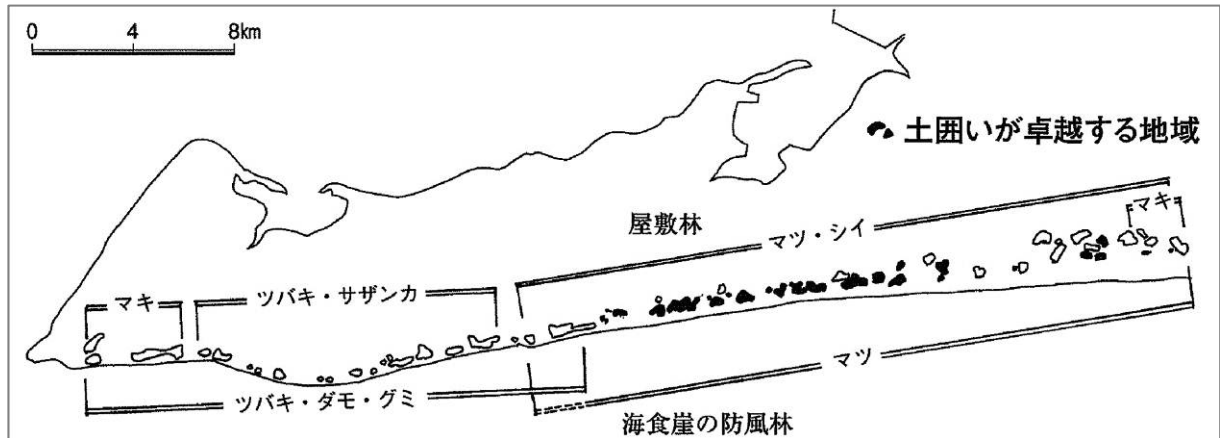


図 1-15 防風林の種類と高さ（出典：表浜半島の集落（鈴木啓之））

### 【戦争遺跡】

- ・渥美半島には戦争遺跡が数多くあり、伊良湖射場関連施設のほか、太平洋戦争時に設けられた施設が残っています。
- ・しかしながら、建物として残っているものは少なく、当時を知る貴重な歴史資料となっているため、周辺の景観に配慮しつつ将来の世代に引き継いでいくことが大切です。



図 1-16 戦争遺跡図（出典：広報たはら平成 24 年 8 月 1 日号）

## 【近代建築物】

- ・愛知県近代化遺産総合調査委員会が、平成 14～16 年度に「愛知県近代化遺産（建造物等）総合調査」を実施し、「近代的手法で造られた建造物（各種の構築物、工作物を含む）」で、「産業・交通・土木に関わるもの」「明治時代初めから概ね昭和 20 年までに造られたもの」という 2 条件を満たす建築物を調査しました。
- ・その中で、田原市内の近代化遺産としては、（旧）野田郵便局、平野歯科医院、赤羽根町歴史民俗資料館があげられています。
- ・愛知県近代和風建築総合調査委員会が、平成 17 年度及び平成 18 年度に愛知県近代和風建築総合調査として、愛知県内に所在する「建物の主要部分が伝統的技法や様式・意匠を用いて造られた各種の建築物」「明治時代初めから概ね昭和 20 年までに造られたもの」という 2 条件を満たす建築物を調査しました。
- ・その中で、田原市内の近代和風建築としては、崙山文庫・収蔵庫、旧江戸屋、内柴邸離れ（茶室・座敷・洋館）、石原製鋼所、柳原忠兵衛家住宅、田原郵便局、自治田原警察署庁舎、ますや旅館、尾張屋旅館、田原市民族資料館及び田原市立田原中部小学校校舎等があげられています。
- ・これらの近代建築物は現在も改修され、活用されているものもありますが、老朽化が進んでいるものや壊されたものもあり、大切な景観資源としての保全が望まれます。



昭和 9 年建築の崙山文庫（木造瓦葺 2 階建）です。崙山文庫は、渡辺崙山の遺品および作品を展示するため、田原城二ノ丸櫓跡に建設されたもので、外観も在来の木造建築とは異なり、近代的な和風外観を目指したものです。  
設計者は田原出身の建築家、永瀬狂三と考えられています。

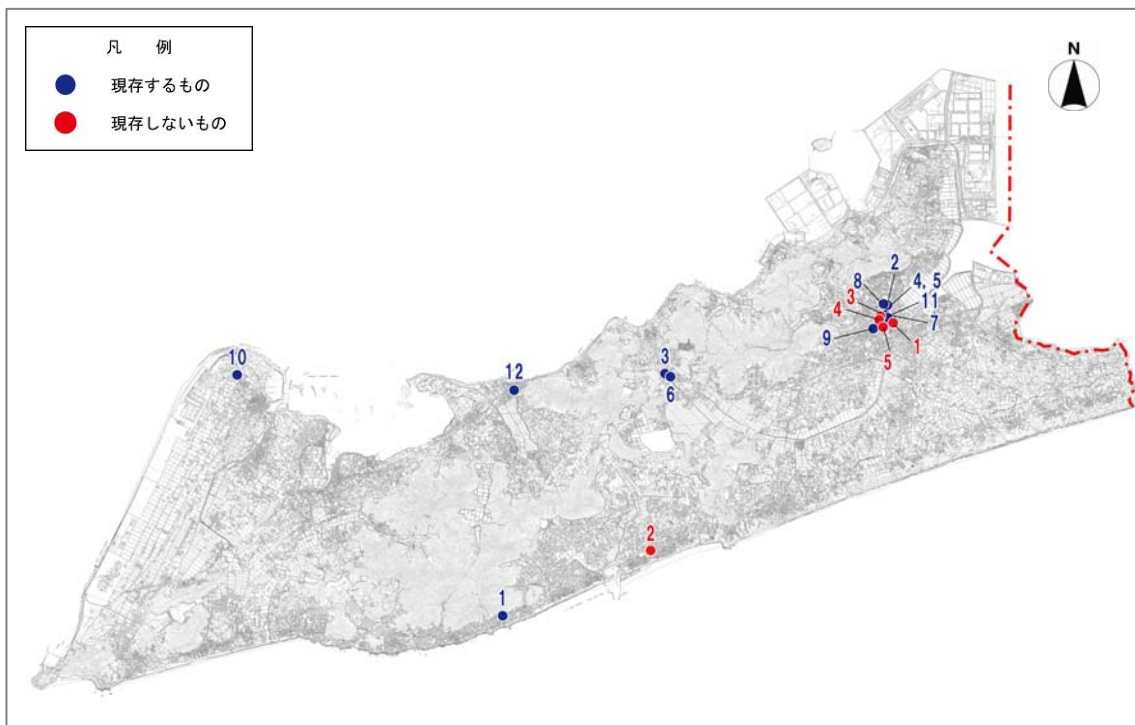























図 1-17 近代建築物位置図

【近代建築物一覧（現存するもの）】

1	名 称 (旧 称)		
	柳原忠兵衛家住宅		
	竣工年	構 造	
	明治初年	木造 1 階建	
2	名 称 (旧 称)		  
	内柴邸 洋館・座敷・茶室		
	竣工年	構 造	
	大正初期	木造平屋建	
3	名 称 (旧 称)		
	ますや旅館		
	竣工年	構 造	
	大正 14 年	木造 2 階建	
4	名 称 (旧 称)		
	田原市民俗資料館（田原高等技芸女学校校舎）		
	竣工年	構 造	
	昭和 5 年	R C 2 階建	
5	名 称 (旧 称)		
	田原市立田原中部小学校校舎（田原町立中部尋常高等小学校校舎）		
	竣工年	構 造	
	昭和 9 年	R C 3 階建	
6	名 称 (旧 称)		
	(旧) 野田郵便局		
	竣工年	構 造	
	昭和 7 年	木造	
7	名 称 (旧 称)		
	平野歯科医院		
	竣工年	構 造	
	昭和 7 年	木造 2 階建	
8	名 称 (旧 称)		 
	華山文庫・収納庫		
	竣工年	構 造	
	昭和 9 年	木造 2 階建	
9	名 称 (旧 称)		
	旧江戸屋		
	竣工年	構 造	
	昭和 9 年	木造総 2 階建	
10	名 称 (旧 称)		 
	旧陸軍技術研究所伊良湖試験場 気象兼展望台・無線通信所		
	竣工年	構 造	
	—	—	
11	名 称 (旧 称)		
	個人住宅		
	竣工年	構 造	
	—	2 階建	
12	名 称 (旧 称)		
	(旧) 泉郵便局		
	竣工年	構 造	
	昭和 8 年	木造平屋建	



【近代建築物一覧（現存しないもの）】

1	名 称 (旧 称)		
	尾張屋旅館		
	竣工年	構 造	
	明治 2 年	木造 2 階建	
2	名 称 (旧 称)		
	赤羽根町歴史民俗資料館 (赤羽根小学校校舎)		
	竣工年	構 造	
	—	木造 1 階建	
3	名 称 (旧 称)		
	田原郵便局		
	竣工年	構 造	
	昭和 10 年	木造 2 階建	
4	名 称 (旧 称)		
	自治田原警察署庁舎		
	竣工年	構 造	
	昭和 23 年	木造 2 階建	
5	名 称 (旧 称)		
	石原製鋼所		
	竣工年	構 造	
	—	—	

(出典：愛知県の近代和風建築 愛知県近代和風建築調査報告書（平成 19 年）

愛知県の近代化遺産 愛知県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書（平成 17 年）に加筆

※【近代建築物一覧（現存するもの）】11, 12 は、策定委員会委員長推薦

### (3) まちなみ景観

- ・田原市街地は、都市化された市街地景観となっていますが、城下町周辺では城下の趣きを感じられる景観が一部残っています。
- ・赤羽根市街地は、古くからの趣きのある集落景観が残っています。
- ・福江市街地は、市街地景観が主となっていますが、城坂や海岸沿いの旧商店街では当時の状況をしのばせる趣きのある景観が一部残っています。

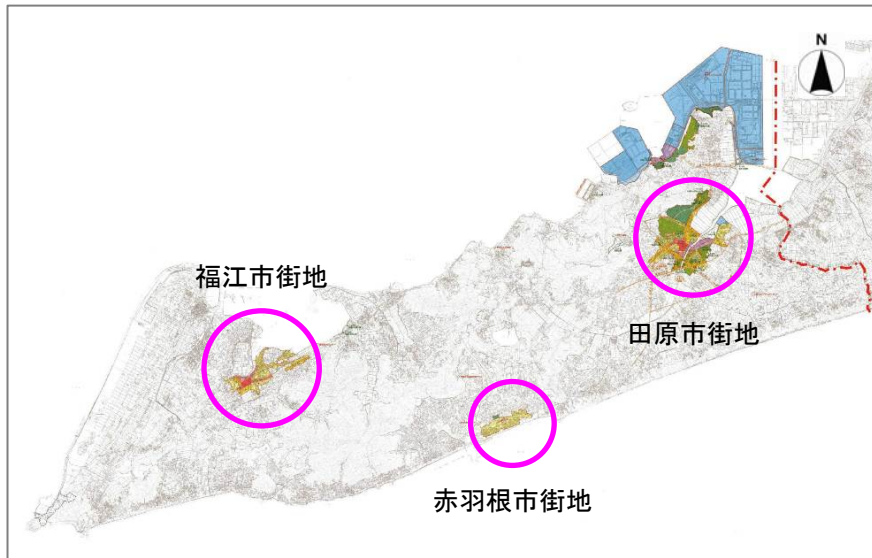


図 1-18 田原市 都市計画図

#### ■ 田原市街地の現状



はなとき通りの民有地緑化



城跡周辺の歴史的景観に配慮されたまちなみ



武家屋敷の名残りが感じられる生垣

#### ■ 赤羽根市街地の現状



古い建物が残るまちなみ



特徴的な生垣と石積み



細い路地景観

#### ■ 福江市街地の現状



旧商店街の名残りが感じられるまちなみ



城坂



趣きのある通り

## (4) 公共公益施設等の景観

### 【建物景観】

- ・市内の至る所に公共公益施設の建物が立地しており、特に田原、赤羽根、福江の各市街地に多く立地しています。
- ・公共建築物としては野田小学校や東部中学校、田原市民俗資料館等、場所・目的に沿ってデザイン等が工夫された建築物も見られますが、周辺の自然景観等に調和しない彩度の高い色調やデザイン等に配慮が欠けている建築物も見られます。

### 公共公益施設



田原市役所



田原市  
赤羽根市民センター



田原市役所渥美支所



田原福祉センター



赤羽根福祉センター



渥美福祉センター  
(あつみライフランド)



中央図書館



田原市総合体育館



赤羽根文化広場



赤羽根文化会館



田原市博物館



池ノ原会館



渥美文化会館



渥美郷土資料館



江比間野外活動センター



田原市民俗資料館



赤羽根環境センター



田原斎場やすらぎ苑



渥美斎場



## 小学校



六連小学校



神戸小学校



大草小学校



田原東部小学校



田原南部小学校



童浦小学校



田原中部小学校



衣笠小学校



野田小学校



高松小学校



赤羽根小学校



若戸小学校



和地小学校



堀切小学校



伊良湖小学校



亀山小学校



中山小学校



福江小学校



清田小学校



泉小学校

## 中学校



東部中学校



田原中学校



野田中学校



赤羽根中学校



伊良湖岬中学校



福江中学校



泉中学校

## 高校・専門学校



成章高等学校



渥美農業高等学校



福江高等学校



田原福祉専門学校

## 市民館



田原東部市民館



童浦市民館



田原南部市民館



田原中部市民館



衣笠市民館



神戸市民館



大草市民館



野田市民館





六連市民館



高松市民館



赤羽根市民館



若戸市民館



和地市民館



堀切市民館



伊良湖市民館



亀山市民館



中山市民館



福江市民館



清田市民館



泉市民館

公園



渥美運動公園



緑が浜公園  
センターハウス



滝頭公園  
センターハウス



白谷海浜公園  
センターハウス



## 観光施設



芦ヶ池農業公園  
(サンテパークたはら)



蔵王山展望台



田原まつり会館



道の駅  
田原めっくんはうす



道の駅  
あかばねロコステーション



道の駅  
伊良湖クリスタルポルト



シェルマよしご

## 駅



三河田原駅



神戸駅



豊島駅



やぐま台駅

## 商業施設



セントファーレ

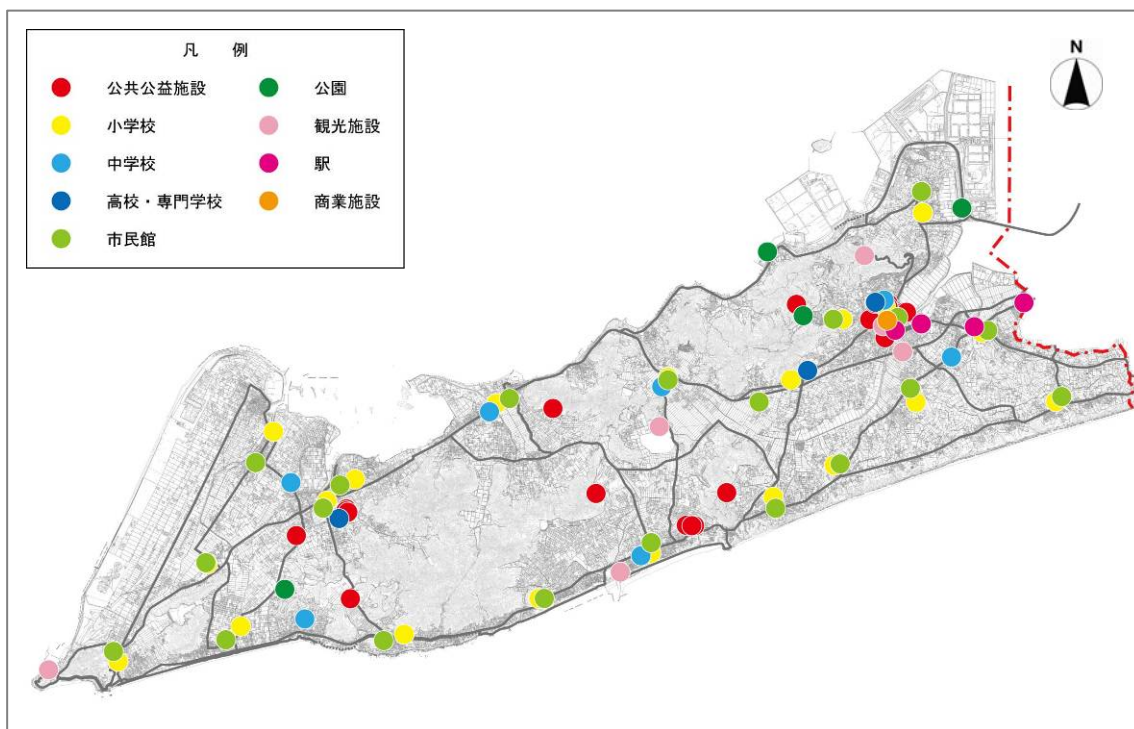


図 1-19 公共公益施設等位置図

### 【道路景観】

- ・ 場所によっては、電線類の錯綜や電柱類が山の景観を阻害している状況が見られます。
- ・ 主要な道路である国道 42 号や国道 259 号等では、雑草が多く見られます。
- ・ 景観に配慮したガードレール等が少ない状況が見られます。
- ・ 市街地内や市街地周辺部の屋外広告物が、見る位置によっては山並みを分断している状況が見られます。



電線類の錯綜



道路の雑草（国道 259 号）



通常の白いガードレール



大きな屋外広告物



## 【港景観】

- ・港は、海に接し、集落に接し、生業の場として大切な場所で、船溜まりや海が眺められる場所です。港は視点場としての役割も担っていますが、港全体としての修景デザインに配慮が欠けている港も見られます。



船溜まりと集落の景観



伊良湖港の景観



田原埠頭



修景デザインに配慮した港の施設

## 【河川景観】

- ・汐川は田原市街地を流れ、一部親水空間や散策路の整備が行われていますが、コンクリート製の護岸や川から見える屋外広告物など、河川景観と調和していない所も見られます。
- ・また、河川の河口部や河川敷には、廃棄された船などが見られます。
- ・免々田川では、住民が主体となって河川景観の修景活動が行われています。



田原市街を流れる汐川



廃棄された船



免々田川沿いの菜の花

## (5) 眺望景観

田原市の景観の特徴の一つに良好な見晴らし（パノラマ）景観があります。

### 【見晴らし景観を眺める視点場】

- ・太平洋ロングビーチや表浜海岸からの海の眺め
- ・蔵王山や衣笠山等からの海や農地、市街地、集落等の眺め
- ・初立池や神戸大池水辺公園のように農業用ため池の一部を公園化した池の眺望景観
- ・広大なキャベツ畑や温室等の農業景観
- ・漁港や漁村の生い立ちとしての海の眺望景観

### 【見通し（ビスタ）景観】

- ・国道 42 号や国道 259 号



図 1-20 視点場分布図



海食崖（ほうべ）の高台から見る太平洋（谷ノ口公園）



蔵王山からの眺望景観



初立池からの眺望景観



温室の眺め



漁港の景観



国道の景観



### 【国道沿い等の冬の風物詩となった菜の花畑の景観】

- ・豊橋鉄道沿線や国道 42 号沿道には菜の花畑が多く見られますが、国道 259 号沿道には菜の花畑となる農地が少ないため、国道 42 号沿道に比べると少ない状況が見られます。

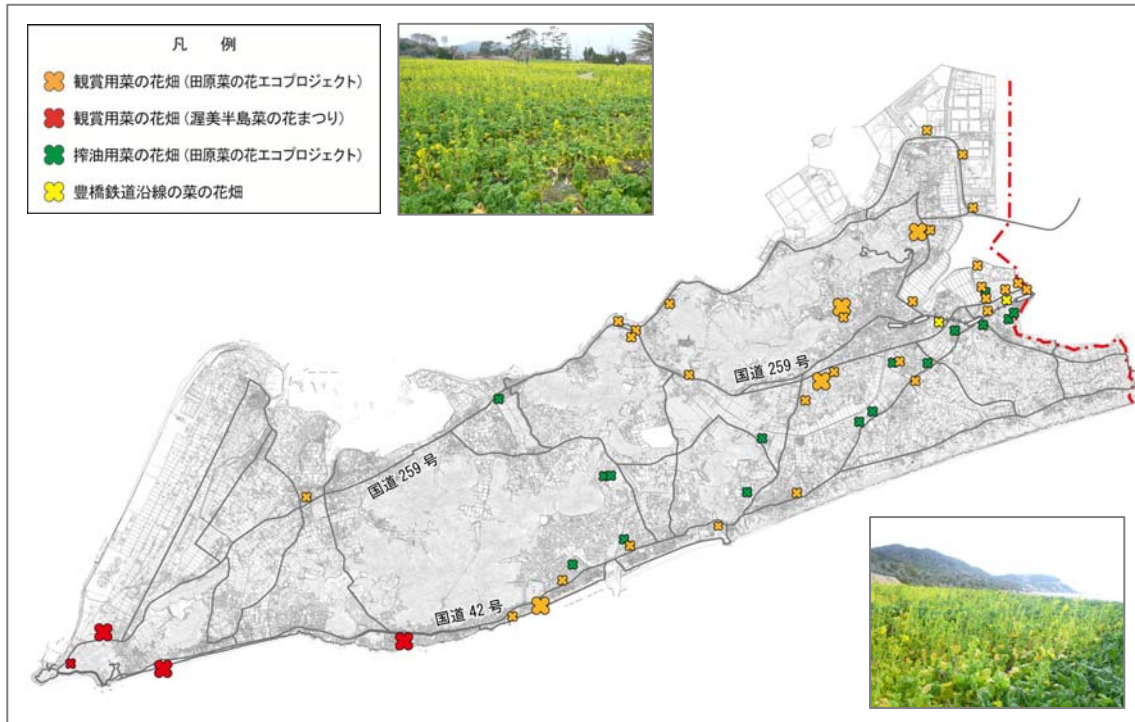


図 1-21 菜の花畑分布図

## (6) 景観構造

### 【ランドマーク（目印）】

形として目立つものや象徴的な意味合いを持つ点的なもの《蔵王山、風車など》

- ・山、灯台、風車等がランドマークとなっており、伊良湖岬周辺や海岸沿いに多く見られます。

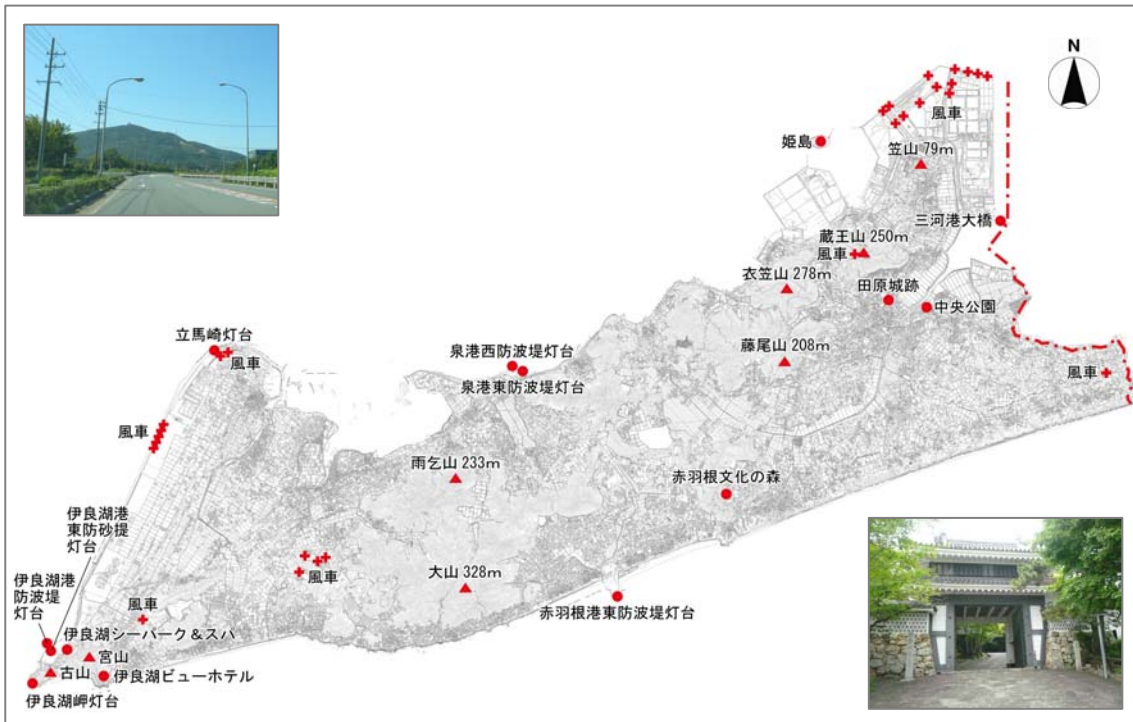


図 1-22 景観構造図 ランドマーク（目印）

### 【結節点（人の集まる場所）】

大勢の人が集まってくるような点的なもの《市役所、駅、国道道交差点、港など》

- ・人が集まる結節点として、駅や市役所等のある田原市街地に多く見られます。



図 1-23 景観構造図 結節点（人の集まる場所）





### 【地域（地域のまとめ）】

似たような雰囲気を持つ範囲や面的なもの《市街地や集落、農地、山地など》

- ・農業ゾーン、山地ゾーンが大きな地域として占め、田原、福江、赤羽根の市街地ゾーン、臨海部等が地域としてまとまっています。

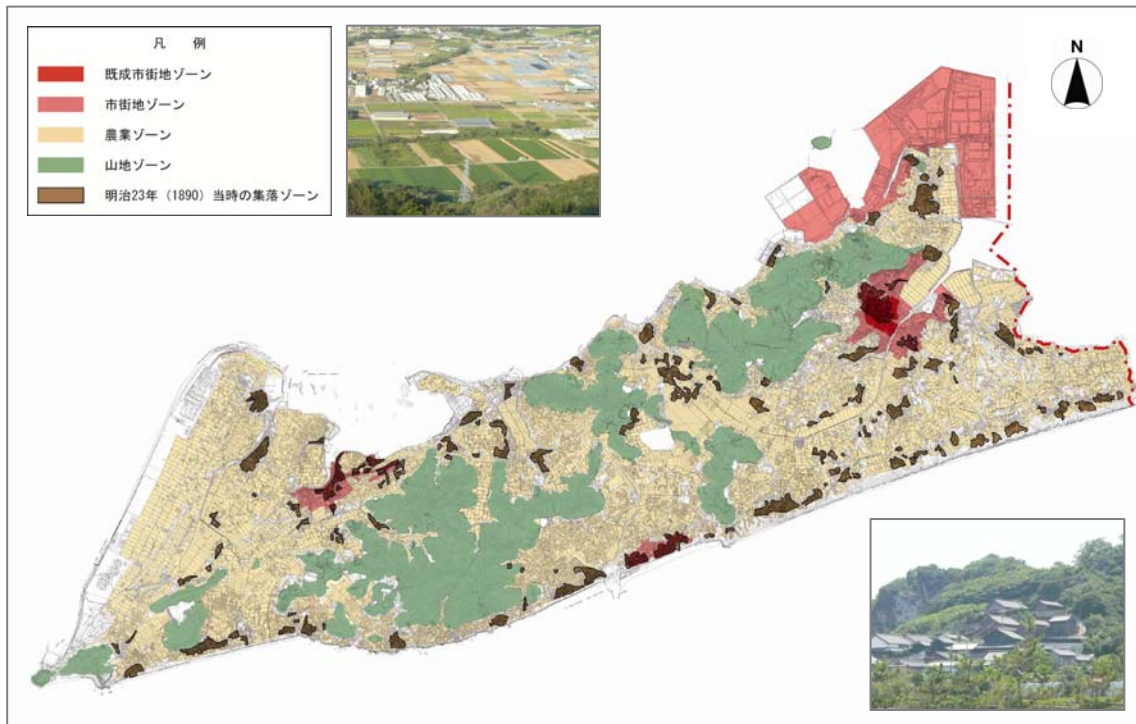


図 1-26 景観構造図 地域（地域のまとめ）



## (7) 市内における法規制状況

### 【自然公園法】

- ・ほぼ全域が自然公園区域に指定（約 94%）され、その内 2 割が国定公園の特別保護地区や第 1～3 種特別地域、または県立自然公園の第 3 種特別地域に指定されています。
- ・宮山原始林や大山の中腹にある原生林は、三河湾国定公園特別保護地区や第 1 種特別地域に指定されています。
- ・市域のほぼ全域が森林法による保安林区域、自然公園法による自然公園、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域などのいずれかに指定されていますが、自然公園の普通地域のような規制が比較的緩い指定となっている場所が多く、良好な景観形成を進める上で適切なコントロールが必要です。



図 1-27 自然公園法による規制区域図

◆ 三河湾国定公園の規制一覧（1）

地域名	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域																																
内容	特別保護区域に準ずる景観を有し、特別地区のうち、風致維持する必要がある地域	農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域	風致を維持する必要性が低い地域	特別地域に含まれない地域																																
自然公園法施行規則	建築物	<p>原則として、建築物は許可しない</p> <p>ただし次の行為についてはこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の改築</li> <li>・建替えの為、若しくは災害により滅失した建築物の復旧の為の新築（既存の建築物の規模を超えないこと）</li> <li>・学術研究、その他公益上必要であり、他の場所ではその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築、増築</li> </ul>		<p>①建築後、撤去される事が明らかな建築物 （ア）展望地から著しい妨げにならないもの （イ）眺望に支障のないもの （ウ）周辺の自然環境と不調和でないこと</p> <p>②農林漁業等を営むために必要な建築物 上記（ア）、（イ）、（ウ）に同じ</p> <p>③公園事業従事者、農林漁業従事者、その他当該特別地域内に居住することが必要と認められる者の住宅 上記（ア）、（イ）、（ウ）に同じ （エ）建築物の高さ 13mを超えない</p> <p>④集合別荘：同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む）の用に供せられる部分が5つ以上ある建築物 集合住宅：同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5つ以上ある建築物 保養所 分譲地等内における建築物：分譲目的の一連の土地、又は売却、貸付け、一時使用させる目的の建築物が2棟以上設けられる予定の一連の土地における建築物 上記（ア）、（イ）、（ウ）に同じ （オ）分譲地等内における建築物の高さ 2階建以下かつ10mを超えない 集合別荘、集合住宅、保養所の高さ 13mを超えない （カ）敷地面積 1000㎡以上であること （キ）集合別荘、集合住宅の敷地面積を戸数で除した面積 250㎡以上であること （ク）敷地面積に対する総建築面積・総延べ面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第2種特別地域</th> <th>第3種特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総建</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>総延べ</td> <td>40%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ケ）地形勾配 30%を超えない （コ）建築面積 2000㎡以下</p> <p>⑤上記以外の建築物 上記（ア）、（イ）、（ウ）、（ケ）、（コ）に同じ （サ）建築物の高さ 13mを超えない （シ）敷地面積に対する総建築面積・総延べ面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第2種特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地面積</td> <td>500㎡未満</td> <td>500～1000㎡</td> <td>1000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>総建</td> <td>10%以下</td> <td>15%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>総延べ</td> <td>20%以下</td> <td>30%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3種特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総建</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>総延べ</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>		第2種特別地域	第3種特別地域	総建	20%以下	20%以下	総延べ	40%以下	60%以下	第2種特別地域				敷地面積	500㎡未満	500～1000㎡	1000㎡以上	総建	10%以下	15%以下	20%以下	総延べ	20%以下	30%以下	40%以下	第3種特別地域		総建	20%以下	総延べ	60%以下	<p>《届出行為》 高さ13m又は延べ面積1000㎡を超える建築物は届出が必要</p> <p>※建築物に対して高さなどの定量的な基準なし</p>
			第2種特別地域	第3種特別地域																																
総建	20%以下	20%以下																																		
総延べ	40%以下	60%以下																																		
第2種特別地域																																				
敷地面積	500㎡未満	500～1000㎡	1000㎡以上																																	
総建	10%以下	15%以下	20%以下																																	
総延べ	20%以下	30%以下	40%以下																																	
第3種特別地域																																				
総建	20%以下																																			
総延べ	60%以下																																			

※宮山原始林のみ、特別保護地区に指定されており、規制の内容は第1種特別地域と同様



◆ 三河湾国定公園の規制一覧（2）

地域名		第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
自然公園 法 施 行 規 則	広 告 物	①自家用広告物 (ア)表示面の面積が5㎡以下であり、かつ、同一敷地内における表示面の面積の合計が10㎡以下 (イ)広告物の高さは5m以下 (ウ)光源は白色系のものとする (エ)動光又は光の点滅を伴わない (オ)周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと  ②一般広告物 (ア)設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること (イ)広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること (ウ)複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること (エ)広告物の高さは5m以下 (オ)既に複数の広告物等が掲出されているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものではないこと (カ)光源は白色系のものとする (キ)動光又は光の点滅を伴わない (ク)周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">           ※定量的な基準なし         </div>

### 【農業振興地域の整備に関する法律】

・農地の多くは農業振興地域農用地区域に指定されており、農地としての保全が図られています。

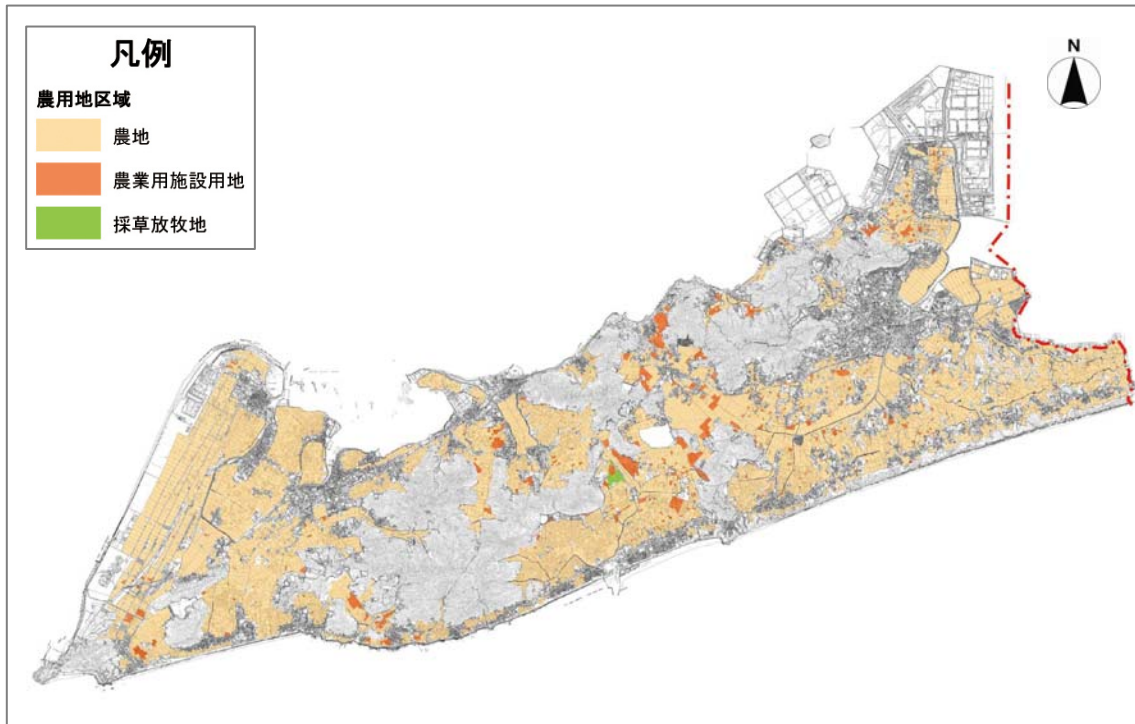


図 1-28 農振法による規制区域図

### 【森林法】

・西ノ浜、大山、表浜の海岸林等に保安林が指定されており、樹林地の保全が図られています。

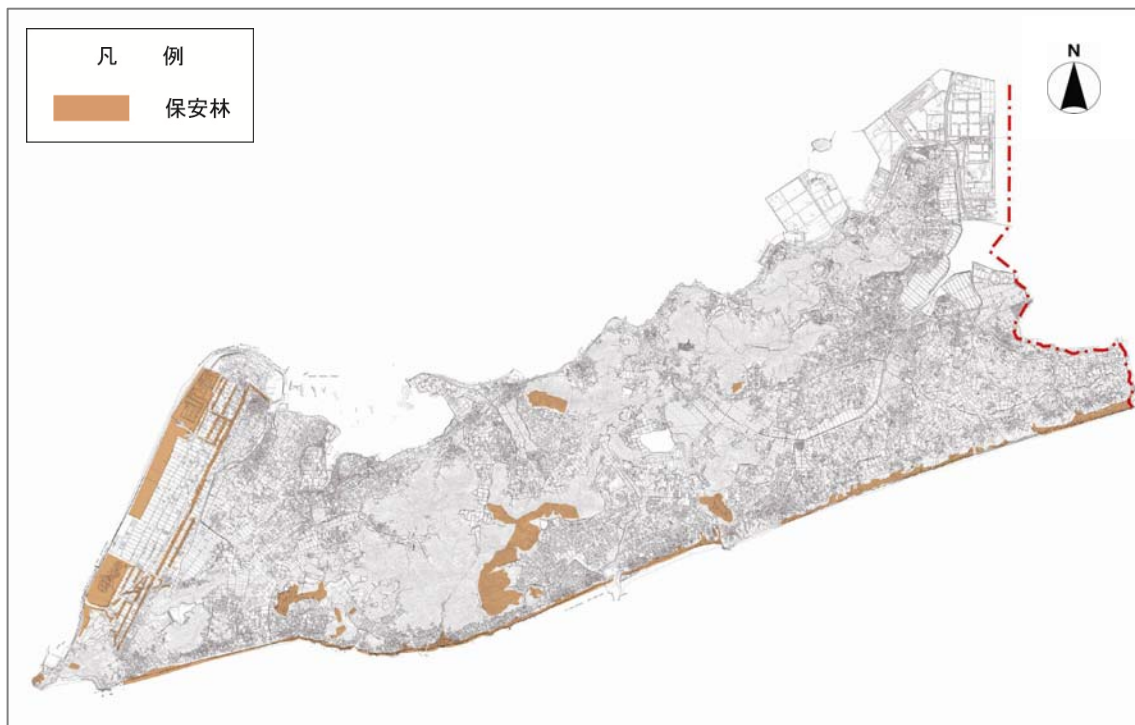


図 1-29 森林法による規制区域図



### 【愛知県屋外広告物条例】

- ・伊良湖岬周辺は国定公園の特別地域に指定され、愛知県広告物条例以上の厳しい規制(広告表示面積等の上乗せ規制)が指定されています。
- ・国道 259 号の全線と豊橋鉄道渥美線には、愛知県広告物条例第 5 条 2 項の許可区域(第 5 条 1 項の許可地域の規制から設置場所等の上乗せ規制)に指定され、その他の地域は、愛知県広告物条例第 5 条 1 項の許可地域に指定されています。
- ・合併前は旧町の市街化区域のみが対象となっており、合併前の市街化調整区域については規制対象外となっていたため、屋外広告物が乱立するおそれがありました。

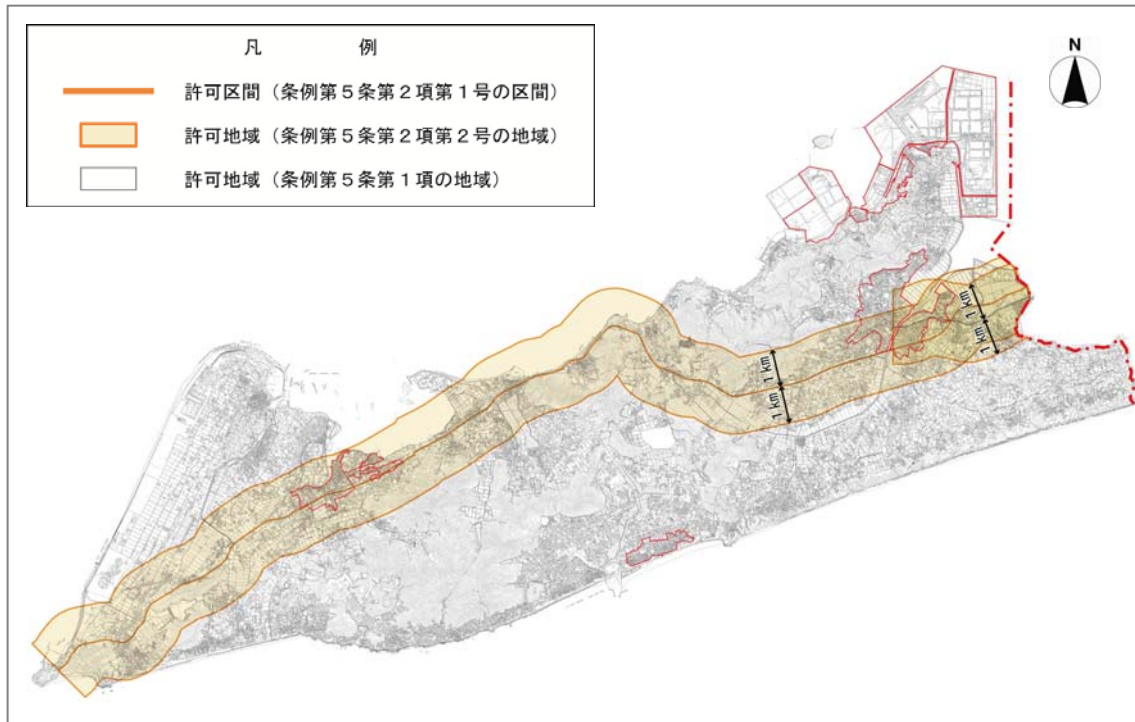


図 1-35 屋外広告物法による規制区域図

【三河湾国定公園の広告物規制】

(一部抜粋)

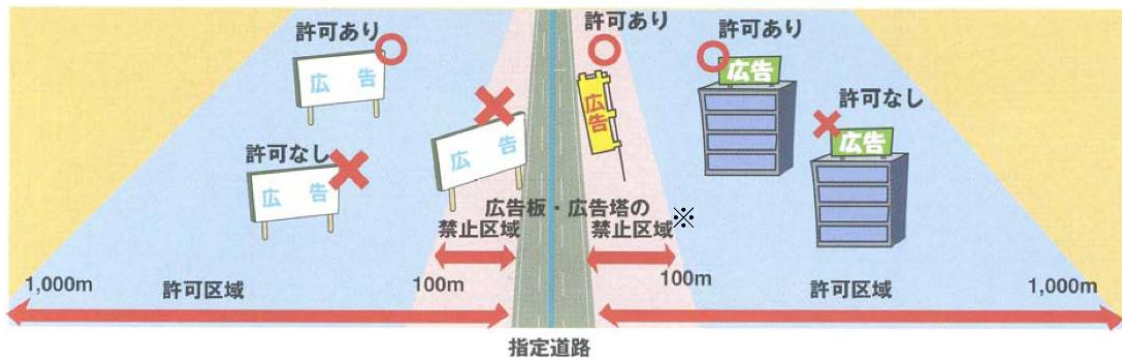
地域名	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
一般 広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること</li> <li>➢ 広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること</li> <li>➢ 複数の内容を表示する広告物等にあっては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること</li> <li>➢ 広告物の高さは5m以下</li> <li>➢ 既に複数の広告物等が掲出されているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと</li> <li>➢ 光源は白色系のものとする</li> <li>➢ 動光又は光の点滅を伴わない</li> <li>➢ 周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと</li> </ul>			※定量的な基準なし

【愛知県広告物条例第5条1項許可地域と第5条2項許可区域の規制内容】

(一部抜粋)

規制地	許可地域 (条例第5条1項)	
	市全域	許可区域 (条例第5条2項) 知事指定の道路・鉄道
一般 広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 広告表示面積 35㎡以下</li> <li>➢ 地上からの高さ 10m以下</li> <li>➢ 脚部の広告表示不可</li> <li>➢ 地色に原則黒色・原色の使用不可</li> </ul>	<p>【高速道路・新幹線以外の道路・鉄道沿線】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 路端から100m以上離す(禁止区域)</li> <li>➢ 幅 15m以下</li> <li>➢ 相互に50m以上離す</li> <li>➢ 広告表示面積 35㎡以下</li> <li>➢ 地上からの高さ 10m以下</li> <li>➢ 原則長方形・正方形に限る</li> <li>➢ 地色に原則黒色・原色の使用不可</li> </ul>

【愛知県広告物条例第5条2項許可区域の規制イメージ】



注意》指定された規制区域内であっても、商業地域及び近隣商業地域は規制区域から除外される。



## (8) 4階以上の建築物、土地利用及び屋外広告物の状況

### 【4階以上の建築物】

- ・4階以上の建築物は、田原市街化区域内に集積していますが、伊良湖岬周辺でも4階以上の建築物が見られます。また、臨海工業地周辺には、臨海工業地域で働く従業員用の集合住宅が集積しています。
- ・田原市では、美しい朝日や夕日の眺め、山並みや海の眺めなど、素晴らしい眺望景観が特徴的ですが、場所によっては高い建物が田原市の眺望景観を阻害する可能性があります。

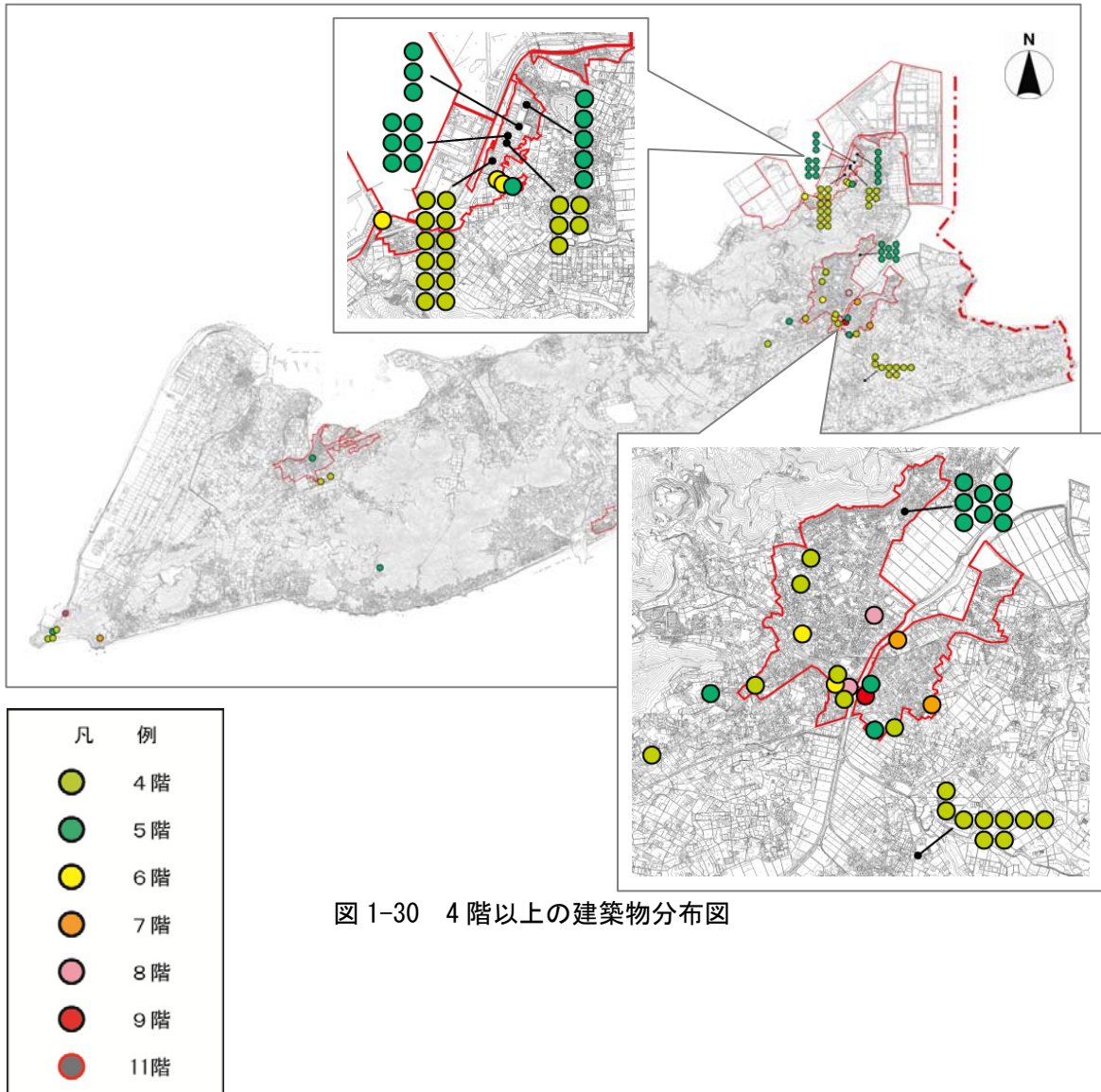


図 1-30 4階以上の建築物分布図

### 【1,000㎡以上の開発、土石採取等】

- ・土石採取等の開発は、三河湾国立公園区域及び渥美半島県立自然公園区域の普通地域で多く行われています。また、大規模な宅地開発が行われている位置は、田原市街地の周辺に集まっています。
- ・土石の採取等により、山の地肌が見えた景観は佐久島や蒲郡市からも眺められ、また、国道沿い等からも眺めることができるため、緑化等による配慮が大切です。

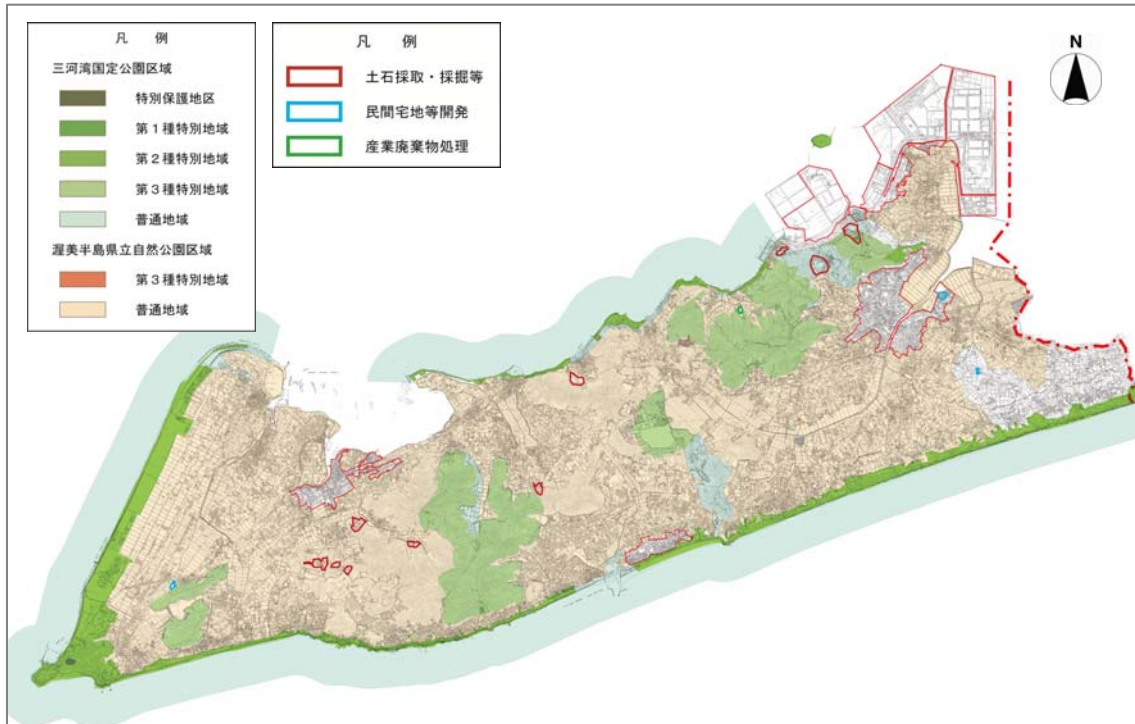


図 1-31 開発行為一覧図【開発中・把握分】

- ・小規模な宅地開発や開発許可の位置は、田原市街地や臨海部の周辺に集まっています。

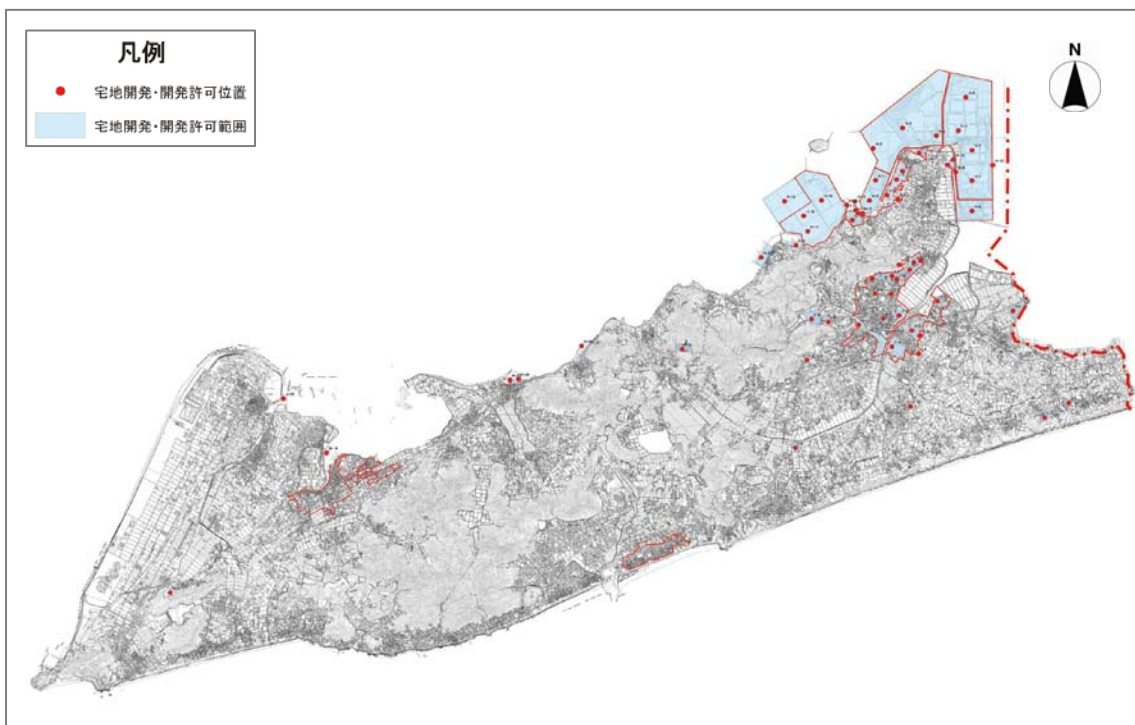


図 1-32 宅地開発・開発許可位置図

### 【農地転用】

- ・2,500 m<sup>2</sup>以上の大規模な農地転用は部分的に行われていますが、2,500 m<sup>2</sup>未満の小規模の農地転用は全市的に行われており、毎年年間で10ha程度行われています。
- ・農地転用の概ね7割は分家住宅等建築行為による転用であり、建築位置やデザインによっては、広がりのある農地景観の妨げになる可能性があります。

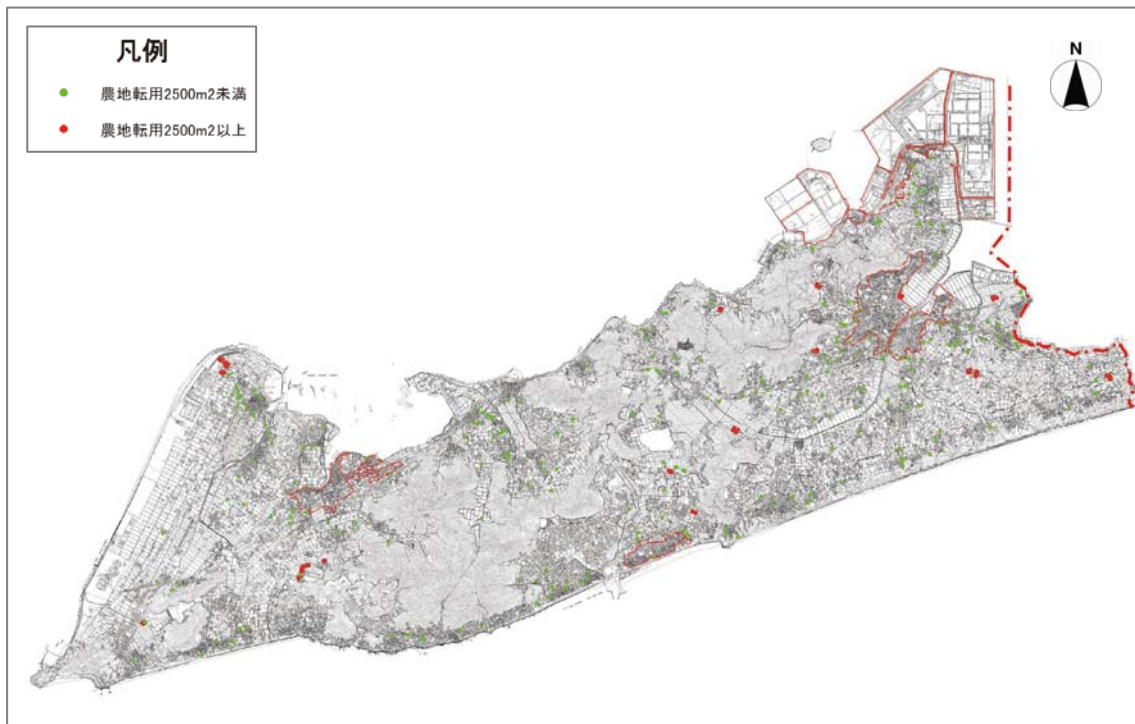
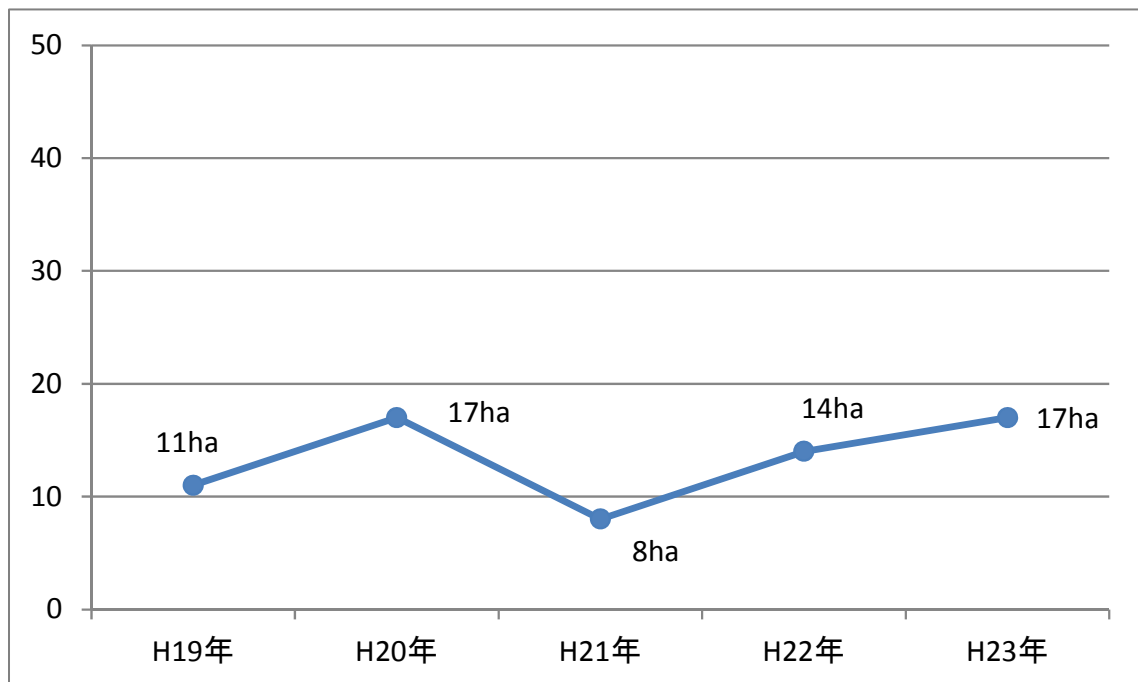


図 1-33 農地転用状況図

### 【農地法に基づく農地転用面積（単位：ha）】



(出典：愛知県都市計画年報)



## 【耕作放棄地】

- ・全市的に耕作放棄地が分布しており、特に和地町の一部で大規模な耕作放棄地が見られています。
- ・耕作放棄地が増えると広がりやまとまりのある農地景観を阻害することになり、そのことは景観的にも望ましくなく、農業生産上も良くありません。

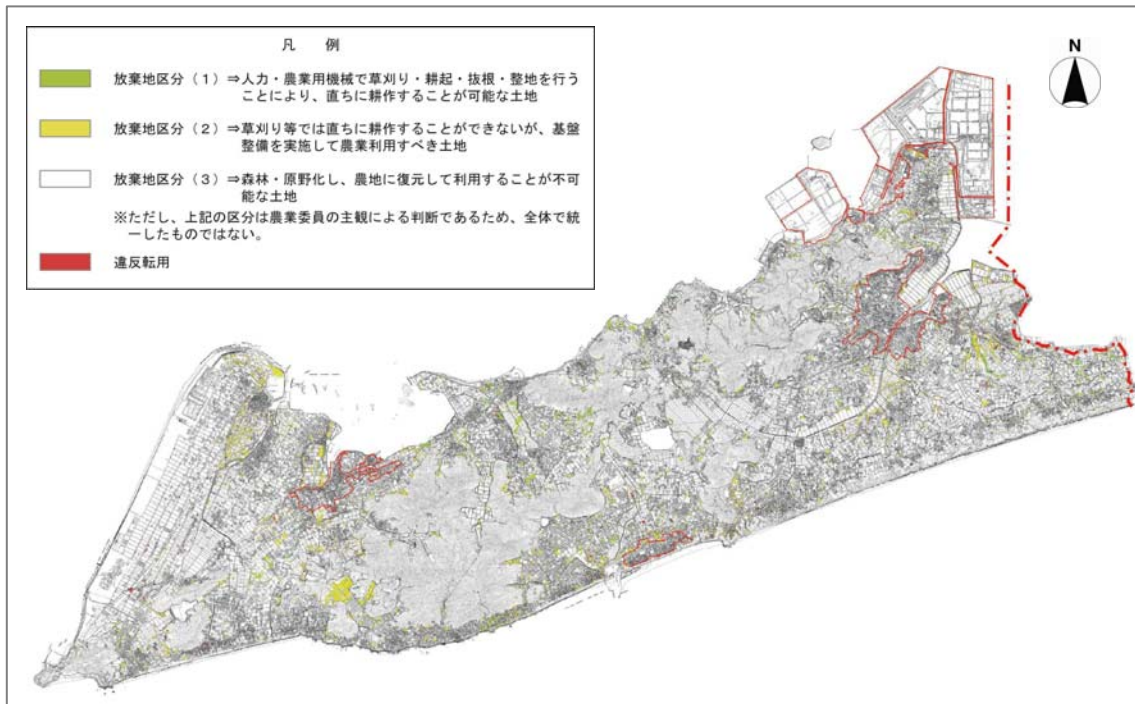


図 1-34 耕作放棄地

## 【屋外広告物の設置状況】

### ○伊良湖岬

- ・伊良湖岬周辺では、国定公園の特別地域の規制により、一般の屋外広告物の表示面積は小さめに抑えられ、良好な景観が保たれています。



交差点付近の多様な広告物



店舗の壁面広告

- ・ただし、広告物の色彩については、観光地でもあり地色に原色を用いている広告物が見られるため、このような広告物が増加することは景観上望ましくありません。



落ち着いた色彩の案内板



広告物のない景観

- ・伊良湖岬周辺で最も大きい広告物は、公益機関が設置した観光案内板となっており、その大きさは、見る人によっては大きく感じる規模となっています。



大型の案内広告



大型の案内広告

## ○国道 259 号：田原市街地縁辺部

- ・国道 259 号の豊橋市との市境から大久保南交差点区間が最も多く屋外広告物が設置されており、農地では大型案内広告板や政治活動ポスター、交差点部では集合看板、市街地では商業施設の大型自家用広告物が多く見られます。これらの屋外広告物は設置場所や色彩、大きさ等により、美しい農地景観や山地景観の阻害要因となる可能性があるため、適切な設置等に関するルールの検討が必要です。



農地内の野立広告物



農地内の広告物



交差点付近の広告物



屋上広告物や野立広告物

※国道 259 号は、愛知県広告物条例 5 条 2 項の許可区域に指定され、広告板と広告塔については道路端から 100m 以上離すことが規定されています。  
規制に従うと、道路沿いには自家用広告物（広告表示面積の合計 20 m<sup>2</sup>以下）又は、案内広告（広告表示面積 5 m<sup>2</sup>以下）のみが設置できることとなりますが、市内の屋外広告物の現状を見ると、大きさと設置場所について適合してない物件が多数見られています。



## ○田原市街地

- ・ 田原市街地内及び豊橋市からの進入路や交差点では、広告板が乱立して巨大な壁を形成している姿が見られます。
- ・ 屋外広告物は設置場所や色彩、大きさ等により、美しい自然景観の阻害要因となる可能性があります。
- ・ 田原市街地内のロードサイド店舗の自家用広告物は、大型の物件が多く見られます。



交差点付近の集合看板



交差点付近の集合看板



屋上広告物



壁面広告物



彩度の高い屋外広告物



集合看板

### ○国道 259 号：農地

- ・ 国道 259 号の大久保南交差点から伊良湖岬区間の沿線では、広がりのある農地に屋外広告物がまったくない区間と、案内広告板が農地に沿って点在する区間が見られます。
- ・ 屋外広告物がないと一面に広がった雄大な農地を見渡すことができますが、屋外広告物があると農地への視線が遮られたような印象を受けます。



屋外広告物のない農地



屋外広告物のない道路景観



屋外広告物のある農地



屋外広告物のある道路景観

### ○田原市中央部の県道

- ・ 国道 259 号と国道 42 号を南北につなぐ県道では、一般広告物は少ないものの、観光農園の自家用広告物で大型の物件が設置されています。



屋外広告物のない農地



彩度の高い屋外広告物

## ○国道 259 号：福江市街地

- ・ 国道 259 号の福江市街地付近では、ロードサイド店舗が連続して立地しているものの、屋外広告物の大きさは田原市街地と比べて小さい傾向となっています。



屋外広告物のある景観



屋外広告物のある景観

- ・ 国道 259 号の福江市街地中心部の高田交差点では、菜の花がプリントされた歩道橋が設置され、年間を通して観光資源である菜の花をアピールする広告物としても機能しています。
- ・ なお、菜の花のプリントは歩道橋の地色の緑と調和しているため、違和感がない印象を受けていましたが、海拔表示シートの掲示により、バランスが悪くなったとの意見もあることから、施設管理者が地域の景観に配慮してもらえる仕組みづくりが必要です。



菜の花がプリントされた歩道橋（遠景）



菜の花がプリントされた歩道橋（近景）



○国道 42 号：伊良湖岬～赤羽根市街地

- ・国道 42 号の伊良湖岬から赤羽根市街地の区間では、一般広告物は少ないものの、観光農園の自家用広告物が見られ、大型の物件が多く設置されています。



大型の屋外広告物



道路の両脇に設置された屋外広告物

○国道 42 号：赤羽根市街地

- ・国道 42 号の赤羽根市街地付近では、沿道にロードサイド店舗が立地していますが、田原市街地及び福江市街地と比べ、大きな屋外広告は多く設置されていません。



屋外広告物のある景観



屋外広告物のある景観

○国道 42 号：赤羽根市街地～豊橋市境

- ・赤羽根市民センター付近や田原市街地へ抜ける道路の交差点では、広告板が密集して設置されている箇所があります。



交差点付近の屋外広告物



交差点付近の屋外広告物

## ○公共案内板

- ・田原市内では3箇所の道の駅があり、国道の要所に案内標識が設置されています。(設置は道路管理者)



- ・国道42号には、旧赤羽根町時代に設置した行政境をあらわす看板（サーフィンと菊）が設置されています。
- ・なお、表示面積が小さく、また、デザイン等には賛否が分かれますが、地域性をアピールする取り組みとしての視点から検討が必要です。



赤羽根地区に設置された広告物（遠景）



赤羽根地区に設置された広告物（近景）

### 3 課題の整理

大切なふるさと景観を守り育み、そして継承するため、現況調査、田原市の景観特性及び意識調査等の結果から、田原市の景観づくりの課題を次のように整理します。

#### (1) 課題整理の観点

##### ■景観特性の把握

###### <景観要素別の現状把握>

- 自然的景観（海・山・農地・地形）

田原市の自然環境や農業環境の美しさ、まとまり、魅力等を把握

- 歴史的景観

田原市内に残る古墳・文化財・遺跡・遺構等の歴史的資源の分布とその保全、活用状況を把握

- まちなみ景観、公共公益施設等の景観

人々の生活や産業活動がもたらす景観や道路、河川、港等の都市の基盤施設がもたらす景観の状況を把握

###### <景観の特徴把握>

- 眺望景観

上記の景観要素を眺望することのできる主な視点場の位置を把握

- 景観構造

上記の景観要素により構成される田原市の景観構造の骨組み、特徴を把握

###### <景観に係わるその他の事項>

- 法規制

田原市の景観に大きな影響を及ぼす自然公園法等の土地利用、建築活動、開発行為に係わる法規制の現状を把握

- 大規模建築物、土地利用等

上記の法規制下で行われている建築活動、土取り、農地転用等の実態を把握

- 屋外広告物の規制状況と実態

景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物に対する規制状況とその実態を把握

■景観を捉える3つの観点  
「自然」「歴史文化」「生活・産業」

##### ■課題整理の観点

###### 美しい自然景観の保全

- ・貴重な自然環境は守られ、美しい自然景観は保全されているか？

###### 歴史的景観の継承

- ・歴史的・文化的資源は大切に保全され、次世代に継承されていく環境になっているか？  
また、滅失した歴史的資源もその所在の記憶が継承されているか？

###### 自然や歴史と調和する生業景観や、新たな生活・産業景観の形成

- ・農業、漁業は健全に守られ、自然景観と調和した農村景観、漁村景観を形成しているか？
- ・人々の生活や産業活動、街づくりや村づくり、都市基盤施設の整備等の人為的行為が上記の3つの景観と調和するように配慮されているか？  
むしろ、3つの景観を損なう建築物や工作物等を立地させていないか？

###### 景観を楽しむ視点場の形成

- ・上記のさまざまな景観や魅力的な景観を眺め、感動し、楽しむ場は数多く用意されているか？



## (2) 景観づくりの課題

### 美しい自然景観の保全の観点からの課題

#### ■海岸景観の保全

渥美半島は三方を海に囲まれ、生業としての海岸景観が特徴的な内海と、太平洋ロングビーチや海食崖が特徴的な外海等の景観が見られます。

しかしながら、海岸沿いには漂着ゴミも見られ、また、恋路ヶ浜や伊良湖開拓海岸防災林など白砂青松の景観が残る海岸では、松くい虫等による被害が出ています。

そのため、海岸に漂着するゴミ対策、現状残された海岸沿いの松林の保全や傷んだ松林の再生に取り組むなど、これら渥美半島をとりまく海岸や海浜景観の保全が必要です。

#### ■山地景観の保全

ランドマークとなる蔵王山や大山をはじめ、ランドマークとなる山が市内の至る所に分布しています。まとまりのある山地は、渥美半島の景観を支える重要な景観的要素であり、宮山原始林や椴なぐさのシデコブシ、黒河湿地等の天然記念物として指定されている区域があります。

しかしながら、土石採取等により緑豊かな自然景観と山並みの連続性が損なわれている姿や、主要な視点場からの眺望景観が見られ、また、竹ヤブの増加など森林の質が低下しているところも見られることから、渥美半島の景観を支える背骨としての保全が必要であるとともに、土石採取への対策や山地における良好な植生の維持が必要です。

#### ■農地景観の保全

田原市の特徴的な景観であるキャベツ畑や温室群等が市内の至るところに分布しており、これらは四季の移ろいと併せて多様な表情を見せています。そのため、農業の基盤となる農地景観の保全が必要であるとともに、四季を感じられる農地景観のPRが必要です。

また、耕作放棄地や休耕地が増加し、国・県道沿道においては一部廃温室等が見られるなど、これらはまとまりのある農地景観を形成する上で阻害要素となっていることから、耕作放棄地及び休耕地の有効活用や廃温室対策が必要です。

#### ■河川景観の保全

河川等の護岸や河川構造物が自然景観と調和していない箇所や河川沿いの散策路等から屋外広告物が見られることから、干潟、河川の護岸や構造物等について周辺景観への配慮を促すとともに、河川沿いの屋外広告物等のコントロールが必要です。

なお、免々田川沿いでは、良好な河川景観づくりに向けた取り組みが行われていることから、良好な景観形成に向けた住民組織の活動の継続化とこの様な取り組みが全市的に広がる仕組みづくりが必要です。

## 歴史的景観の継承の観点からの課題

### ■歴史的景観資源の継承

市内には、多くの優れた歴史的資源が残され、地域独自の景観が残されています。

例えば、田原城跡周辺では、城下町の面影をあらわす道路形状が未だに残っているところもあり、その周辺では、地域のまちなみと調和した公共公益施設の修景等が行われています。

また、地域で産出された石材を用いた基礎のまとまりを有している集落や屋敷林の多く残る集落等も見られるなど、特徴ある景観資源を有する地域において、景観資源の掘り起こしや景観保全、創出を図るとともに、歴史的な景観資源をできる限り継承し、地域の景観まちづくりにつなげていく必要があります。

## 自然や歴史と調和する生業景観や新たな生活・産業景観の形成の観点からの課題

### ■個性あふれた魅力ある市街地や工業地の景観づくり

田原市のまちなみ景観は、はなとき通りの整然とした市街地景観や多くの地域特性を持った集落が分布し、多くの歴史的景観資源が残されています。

そのため、歴史資源の掘り起こしや景観資源の保全・創出、歴史的な視点を捉えた景観まちづくりの展開を進めるとともに、集落においては、その集落単位で個性を磨き、集落としてまとまりのある景観を維持する必要があります。

また、蔵王山や白谷海浜公園等の視点場から本市の基幹産業である工業地帯が眺望でき、工業地周辺では既存法に従い適切な緑化が進められています。

これら特徴的な眺望景観の支障とならないよう周辺の自然景観に配慮した工業地景観の創出が必要です。

### ■市街地での緑化の推進

市街地にとって社寺林や屋敷林は緑の景観を構成する大切な要素となっていますが、周辺の市街地調整区域に比べると緑量が少なく感じられます。市街地の社寺林や屋敷林の保全及び公共用地だけではなく、民地についても積極的に緑化するなど緑の景観の創出、緑量増加による景観の向上が必要です。

また、市内の観光地や人が集まる場所についても、緑化や花等により観光地としての景観の向上が必要です。

### ■景観阻害要素への対策

空き店舗や廃屋等は防犯面だけでなく、まちの活気、雰囲気等でマイナスとなる景観要素であり、徐々に増加しています。また、空地が増え、身近な景観を調和していない建物が立地している地域もあります。

そのため、空き店舗や廃屋等への対応策や地域の個性を活かした景観づくりを推進するとともに、地域の景観と調和していない景観阻害要素についての改善が必要です。

### ■大規模な公共公益施設における景観的な配慮

市内の至る所に公共公益施設（建築物・道路・港・河川等）が分布しており、公共建築物としては、場所・目的に沿ってデザイン等に工夫された建築物もありますが、周辺と調和しない彩度の高い色調やデザイン等に配慮が欠けている建築物も見られています。

また、主要な道路である国道42号や国道259号等では雑草が多く見られ、景観に配慮したガードレール等が少ない状況です。

公共公益施設は、地域の景観づくりを先導していくべきであり、地域の景観に配慮した公共公益施設のデザインが必要です。



## 景観を楽しむ視点場の形成の観点からの課題

### ■田原市の特徴的な眺望・沿道景観づくり

海岸沿いや海食崖の上部、港等市内の至るところから海を眺めることができます。また、ランドマークとなる山からの眺望は、渥美半島の山並みや3方の海等の自然景観とまちなみ景観を同時に眺めることができ、これら景観を望む視点場づくりが必要です。

鉄道沿線や国道沿道は多くの人が目にする景観ですが、一部で廃屋や雑草などが繁茂している状況が見られるなど、必ずしも良好な景観とは言えません。また、海沿いは山あいなどでは、眺望が良い道路であっても一部で電線電柱類等により景観が阻害されています。

そのため、移動中に車窓から見える沿道景観づくりが必要であるとともに、主要な道路における沿道景観や眺望景観へ配慮した電柱電線類等の整序が必要です。

### ■屋外広告物の適切なコントロール

市内では屋外広告物により山並みの分断や広がりのある農地の眺望が妨げられていたり、市街地内の良好な景観や歴史的景観を阻害しているものも多く見られます。

市内における不要な看板の撤去や統一看板への集約、自然景観や歴史的景観等に配慮した屋外広告物のルール化が必要です。